

## 議案第 3 号

取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

取手市職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年条例第 8 0 号）等の一部を別紙のとおり改正する。

令和 4 年 2 月 2 8 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

### 提案理由

令和 3 年の人事院の勧告を受けて国家公務員の期末手当が改定されることを踏まえ、令和 4 年度の一般職及び特別職の期末手当の見直し等、所要の措置を講ずるため、取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正するものです。

取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(取手市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4から6まで (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4から6まで (略)</p>

(取手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 取手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和32年条例第85号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は、取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号。以下「給与条例」という。)第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とし、同条第</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は、取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号。以下「給与条例」という。)第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし、同条</p>

5 項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑, 困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と, 「職員の職の職制上の段階, 職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑, 困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と, 「職員の職の職制上の段階, 職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

(取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については, 給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号)第6条の規定」と, 給与条例第20条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については, 給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号)第6条の規定」と, 給与条例第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>

付 則

(施行期日)

1 この条例は, 公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は, 第1条の規定による改正後の取手市職員の給与に関する条例(次項において「新給与条例」という。)第20条第2項(同条第3項又は第3条の規定による改正後の取手市一般職の任期付職員の採用等に

関する条例第7条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び取手市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第20条第4項から第6項まで(取手市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第4号)第13条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第24条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項又は取手市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成14年条例第3号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1カ月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第6条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10

(2) 再任用職員 72.5分の10

3 令和4年6月に取手市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の適用を受ける職員に対して支給する期末手当の額は、第2条の規定による改正後の取手市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例第4条の規定により読み替えて準用する新給与条例第20条第2項又は給与条例第20条第4項若しくは第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(市規則への委任)

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

## 議案第4号

取手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

取手市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

### 提案理由

非常勤の国家公務員に係る育児休業等に関し、取得要件の緩和措置として在職期間要件の廃止等が行われることを踏まえ、本市における会計年度任用職員の育児休業等についても同様の措置を講ずるほか、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

取手市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) (略)</u></p> <p>イ及びウ (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(ウ) (略)</u></p> <p>イ及びウ (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p>

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第21条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第22条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

第23条 (略)

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める非常勤職員

第21条 (略)

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 議案第 5 号

取手市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

取手市個人情報保護条例(平成12年条例第7号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

### 提案理由

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止及び統計法の改正に伴い、当該法律の条項を引用している規定を整理するため、本条例の一部を改正するものです。



## 取手市個人情報保護条例の一部を改正する条例

取手市個人情報保護条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(10)まで (略)</p> <p>(11) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。以下同じ。)及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(他の制度との調整)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例の規定は、前2項に定めるもののほか、次に掲げる個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この項において同じ。)については、適用しない。</p> <p>(1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条に規定する個人情報</p> <p>(2)及び(3) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(10)まで (略)</p> <p>(11) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。以下同じ。)及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(他の制度との調整)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例の規定は、前2項に定めるもののほか、次に掲げる個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この項において同じ。)については、適用しない。</p> <p>(1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報</p> <p>(2)及び(3) (略)</p>

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 議案第6号

### 取手市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例について

取手市男女共同参画推進条例（平成17年条例第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

#### 提案理由

男女共同参画の概念に性的マイノリティも含めた全ての人の人権を尊重することを加えるとともに、用語の整理・見直しを行うため、本条例の一部を改正するものです。

## 取手市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例

取手市男女共同参画推進条例（平成17年条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>日本国憲法は、個人の尊重と法の下での平等を定め、性別によって差別をしてはならないことをうたっている。これを踏まえ、取手市は、男女が互いの人権を尊重し、認め合い、互いに協力し合う男女共同参画社会の実現に向けた基本計画を県内でもいち早く策定し、施策の推進に向けて様々な取組を行ってきた。特に、子育て支援についての取組は早くから推進してきたが、多様な生き方が可能になる社会の達成には、依然として解決すべき多くの課題が残されている。</p> <p>取手市は、首都圏近郊都市として、世帯数の増加傾向も見られるが、特に、核家族の割合が高いという特徴もあり、出産や子育てを期に仕事を断念する女性も少なくない。また、男性の遠距離通勤、長時間労働等によって、家事、育児、介護等の家庭生活への参画が充分にはできていない。性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会的慣行も根強く残っており、真の男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が求められる。</p> <p>今後、少子高齢化、国際化、情報社会の急速な進展により家庭、地域、社会が大きく変化していく中で、<u>全ての</u>市民が安心して暮らし、そして、取手市の地域の特性を生かした男女共同参画社会の実現に向け、<u>全ての人が</u>平等で生き生きと暮らすことができる活力ある取手を築くことを目指し、市、市民及び事業者が一体となった取組を推進するため、この条例を制定する。</p> <p>(定義)</p>	<p>日本国憲法は、個人の尊重と法の下での平等を定め、性別によって差別をしてはならないことをうたっている。これを踏まえ、取手市は、男女が互いの人権を尊重し、認め合い、互いに協力し合う男女共同参画社会の実現に向けた基本計画を県内でもいち早く策定し、施策の推進に向けて様々な取組を行ってきた。特に、子育て支援についての取組は早くから推進してきたが、多様な生き方が可能になる社会の達成には、依然として解決すべき多くの課題が残されている。</p> <p>取手市は、首都圏近郊都市として、世帯数の増加傾向も見られるが、特に、核家族の割合が高いという特徴もあり、出産や子育てを期に仕事を断念する女性も少なくない。また、男性の遠距離通勤、長時間労働等によって、家事、育児、介護等の家庭生活への参画が充分にはできていない。性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会的慣行も根強く残っており、真の男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が求められる。</p> <p>今後、少子高齢化、国際化、情報社会の急速な進展により家庭、地域、社会が大きく変化していく中で、<u>すべての</u>市民が安心して暮らし、そして、取手市の地域の特性を生かした男女共同参画社会の実現に向け、<u>男性も女性も</u>平等で生き生きと暮らせることができる活力ある取手を築くことを目指し、市、市民及び事業者が一体となった取組を推進するため、この条例を制定する。</p> <p>(定義)</p>

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)及び(2) (略)

(3) 性別 生物学的な性別及び社会的又は文化的に形成された性別をいう。

(4) 性別等 性別、性自認(自己の性別についての認識をいう。)及び性的指向(自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。)をいう。

(5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際相手等の親密な関係にある者又は当該関係にあった者に対する身体的、性的、心理的、社会的又は経済的暴力をいう。

(6)及び(7) (略)

(性別等による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、性別等を理由とする差別的取扱い及び人権の侵害を行ってはならない。

2 (略)

3 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントその他の性別等に係るハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント等性別等を理由とする偏見及び差別を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)及び(2) (略)

(3) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等に対する身体的、性的、心理的、社会的又は経済的暴力をいう。

(4)及び(5) (略)

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、性別を理由とする差別的取扱い及び人権の侵害を行ってはならない。

2 (略)

3 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及びセクシュアル・ハラスメント等を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

## 付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 議案第7号

取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第107号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

### 提案理由

取手市立市民会館入口のロビーのみを利用する場合の使用料及び当該利用に係る申請の受付開始日を定めるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第107号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用の許可)</p> <p>第5条 市民会館の施設及び附属設備等(以下「施設等」という。)を利用する者は、利用日(連続して2日以上利用する場合にあっては、当該利用する期間の初日。以下同じ。)の属する月の12か月前<u>(市民会館の施設のうち、ロビーのみを利用する場合にあっては、3か月前)</u>の月の初日から利用日の14日前までに市長に申請し、その許可を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2から4まで (略)</p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第5条 市民会館の施設及び附属設備等(以下「施設等」という。)を利用する者は、利用日(連続して2日以上利用する場合にあっては、当該利用する期間の初日。以下同じ。)の属する月の12か月前の月の初日から利用日の14日前までに市長に申請し、その許可を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2から4まで (略)</p>

別表中

「

ステージのみ	入場無料のときの使用料の額に100分の30を乗じて得た額	を
--------	------------------------------	---

」

「

大ホールステージのみ	大ホールの入場無料のときの使用料の額に100分の30を乗じて得た額	に
ロビーのみ	大ホールの使用料の額に100分の30を乗じて得た額	

」

改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る使用料及び利用料金について適用する。



## 議案第 8 号

取手市立老人福祉センター及び障害者福祉センターの設置及び管理に関する  
条例の一部を改正する条例について

取手市立老人福祉センター及び障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例  
(平成 17 年条例第 99 号) の一部を別紙のとおり改正する。

令和 4 年 2 月 28 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

### 提案理由

令和 4 年度から取手市立老人福祉センターあけぼの及び取手市立老人福祉センターさくら荘の利用時間を変更するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市立老人福祉センター及び障害者福祉センターの設置及び管理に関する  
条例の一部を改正する条例

取手市立老人福祉センター及び障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例  
(平成17年条例第99号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す  
ように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用時間及び休館日)</p> <p>第4条 老人福祉センター及び障害者福祉センターの利用時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 老人福祉センターの利用時間は、午前9時から<u>午後5時</u>までとする。ただし、入浴施設の利用時間は、午前10時からとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 老人福祉センター及び障害者福祉センターの休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 障害者福祉センターにあっては、<u>前3号に規定する日のほか、月曜日を休館日とする。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、利用時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。</u></p>	<p>(利用時間及び休館日)</p> <p>第4条 老人福祉センター及び障害者福祉センターの利用時間は、次のとおりとする。<u>ただし、市長が必要と認めるときは、利用時間を変更することができる。</u></p> <p>(1) 老人福祉センターの利用時間は、午前9時から<u>午後7時</u>までとする。ただし、入浴施設の利用時間は、午前10時からとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 老人福祉センター及び障害者福祉センターの休館日は、次のとおりとする。<u>ただし、市長が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。</u></p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 障害者福祉センターの休館日は、<u>月曜日及び前各号とする。</u></p>

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 議案第9号

取手市立かたらいの郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

取手市立かたらいの郷の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第102号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

### 提案理由

令和4年度から取手市立かたらいの郷の利用時間を変更するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市立かたらいの郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

取手市立かたらいの郷の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第102号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）		
（利用時間及び休館日）		
第4条 かたらいの郷の利用時間及び休館日は、次の表に定めるとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、 <u>利用時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは臨時に休館することができる。</u>		
施設	利用時間	休館日
<u>研修室(A)</u> <u>研修室(B)</u> <u>清風の間</u> <u>クッキングサロン</u> <u>ファミリーサロン</u>	<u>午前9時から午後9時まで</u>	(略)
<u>かたらいの間</u> <u>ステージ</u> <u>控室</u> <u>音楽室</u> <u>つつじの湯</u> <u>大利根の湯</u> <u>リラクゼーションルーム</u>	(1) <u>7月から9月まで</u> <u>午前9時から午後9時まで</u> (2) <u>10月から6月まで</u> <u>午前9時から午後7時まで</u> <u>ただし、つつじの湯及び大利根の湯の利用時間は、午前10時からとする。</u>	
<u>交流広場</u>	(1) <u>夏期(4月から9月)</u> <u>午前9時から午後7時まで</u> (2) <u>冬期(10月から3月)</u> <u>午前9時から午後5時まで</u>	

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）

（利用時間及び休館日）

第4条 かたらいの郷の利用時間及び休館日は、次の表に定めるとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、利用時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

施設	利用時間	休館日
<u>研修室(A)</u> <u>研修室(B)</u> <u>清風の間</u> <u>クッキングサロン</u> <u>ファミリーサロン</u> <u>かたらいの間</u> <u>ステージ</u> <u>控室</u> <u>娯楽室</u> <u>リラクゼーションルーム</u> <u>交流広場</u>	<u>午前9時から午後5時まで</u>	(略)
<u>つつじの湯</u> <u>大利根の湯</u>	<u>午前10時から午後5時まで</u>	

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 議案第10号

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和3年条例第32号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

### 提案理由

多子世帯における国民健康保険税の負担軽減の観点から、未就学児を含む18歳以下の被保険者のうち第2子以降の被保険者に係る国民健康保険税を減免することに伴い、当該減免に係る規定を整備するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和3年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第21条に1項を加える改正規定中、次の表の改正前の欄に掲げる改正規定を同表の改正後の欄に掲げる改正規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)である<u>第1子</u>がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児である<u>第1子</u>につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,100円</p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,250円</p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8,400円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 10,500円</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、次に定める額</p> <p>ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,500円</p>	<p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、<u>それぞれ未就学児1人について次に定める額</u></p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,100円</p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,250円</p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8,400円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 10,500円</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、<u>それぞれ未就学児1人について次に定める額</u></p> <p>ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,500円</p>

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 5,000円	イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 5,000円
ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 4,000円	ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 4,000円
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,000円	エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,000円

次の表の改正前の欄に掲げる改正規定を同表の改正後の欄に掲げる改正規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、国民健康保険税を減免する。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者(未就学児である第1子を除く。)が属する世帯の者</p> <p>(5) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、国民健康保険税を減免する。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者(未就学児を除く。)が属する世帯の者</p> <p>(5) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 議案第 11 号

### 取手市都市下水路管理条例の一部を改正する条例について

取手市都市下水路管理条例（平成 25 年条例第 19 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 4 年 2 月 28 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

#### 提案理由

都市下水路の維持管理に関して必要な技術上の基準を定める際に参酌すべきとされる下水道法施行令の改正に伴い、本市においても当該政令基準と同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。

## 取手市都市下水路管理条例の一部を改正する条例

取手市都市下水路管理条例（平成25年条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(維持管理に関する技術上の基準)</p> <p>第5条 法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水路の維持管理に関する技術上の基準は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>しゅんせつは、1年に1回以上行うこと。ただし、下水の排除に支障がない部分については、この限りでない。</u></p> <p>(2) <u>排水施設を補完する施設のうち、河川その他の公共の水域又は海域から当該排水施設への逆流を防止するために設けられる樋門又は樋管があるときは、当該樋門又は樋管の点検は、1年に1回以上行うこと。</u></p>	<p>(維持管理に関する技術上の基準)</p> <p>第5条 法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水路の維持管理に関する技術上の基準は、<u>1年に1回以上しゅんせつを行うこととする。ただし、下水の排除に支障がない部分については、この限りでない。</u></p>

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第12号

取手市浜田・上萱場集落地区計画の区域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

取手市浜田・上萱場集落地区計画の区域における建築物の制限に関する条例（平成17年条例第63号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

### 提案理由

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の施行により、同法の規定により認定された畜舎等は建築基準法及び同法に基づく条例の規定が適用除外となることに伴い、引き続き浜田・上萱場集落地区計画の区域の特性にふさわしい良好な居住環境を確保することを目的とした用途制限を設けるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市浜田・上萱場集落地区計画の区域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

取手市浜田・上萱場集落地区計画の区域における建築物の制限に関する条例（平成17年条例第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第68条の2第1項及び第2項並びに<u>畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則(令和3年農林水産省・国土交通省令第6号)第58条第1項及び第2項</u>の規定に基づき、建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を定めることにより、取手都市計画集落地区計画の区域の特性にふさわしい良好な居住環境の確保と適正な土地利用を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第68条の2第1項及び第2項の規定に基づき、建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を定めることにより、取手都市計画集落地区計画の区域の特性にふさわしい良好な居住環境の確保と適正な土地利用を図ることを目的とする。</p>

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 議案第13号

取手市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例について

取手市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成18年条例第35号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

### 提案理由

都市計画法施行令が改正され、災害の発生のおそれがある区域における開発行為の許可基準が改められることに伴い、当該基準に対応する規定を整備するとともに、既存住宅の世帯分離を行う場合における許可基準のうち母屋住宅の要件を緩和するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

取手市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成18年条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(法第34条第11号の条例で指定する土地の区域)</p> <p>第3条 法第34条第11号の規定により条例で指定する土地の区域は、次に掲げる要件のいずれにも該当する土地の区域とする。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) <u>原則として、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「令」という。)第29条の9第1号から第6号までに掲げる区域及び同条第7号に掲げる土地の区域として規則で定めるもの</u>を含まないこと。</p> <p>2 (略)</p> <p>(法第34条第12号の条例で定める開発行為)</p> <p>第5条 法第34条第12号の規定に基づき条例で定める開発行為は、次の各号のいずれかに該当する開発行為とする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>一戸建ての住宅</u>であって、当該一戸建ての住宅の敷地が存する市街化調整区域に係る線引きの日に現に存するもの又は当該線引きの日後に法第29条第1項の規定による開発行為の許可若しくは法第43条第1項の規定による建築等の許可を受けて建築されたものの世帯主と住居及び生計を一にする親族(過去において、当該世帯主と住居及び生計</p>	<p>(法第34条第11号の条例で指定する土地の区域)</p> <p>第3条 法第34条第11号の規定により条例で指定する土地の区域は、次に掲げる要件のいずれにも該当する土地の区域とする。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) <u>都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「令」という。)第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域として規則で定めるもの</u>を含まないこと。</p> <p>2 (略)</p> <p>(法第34条第12号の条例で定める開発行為)</p> <p>第5条 法第34条第12号の規定に基づき条例で定める開発行為は、次の各号のいずれかに該当する開発行為とする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>専用住宅</u>であって、当該専用住宅の敷地が存する市街化調整区域に係る線引きの日に現に存するもの又は当該線引きの日後に法第29条第1項の規定による開発行為の許可若しくは法第43条第1項の規定による建築等の許可を受けて建築されたものの世帯主と住居及び生計を一にする親族(過去において、当該世帯主と住居及び生計を一にして</p>

<p>を一にしていた親族を含む。)が、当該<u>一戸建ての住宅の敷地</u>又は当該<u>一戸建ての住宅の敷地</u>に隣接する土地において、自己用住宅の建築を目的として行う開発行為であって、規則で定める要件に該当するもの</p> <p>(5)から(7)まで (略)</p> <p>2から5まで (略)</p>	<p>いた親族を含む。)が、当該<u>専用住宅の敷地</u>又は当該<u>専用住宅の敷地</u>に隣接する土地において、自己用住宅の建築を目的として行う開発行為であって、規則で定める要件に該当するもの</p> <p>(5)から(7)まで (略)</p> <p>2から5まで (略)</p>
---	--

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の取手市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にされた許可の申請について適用し、同日前にされた許可の申請に係る許可の基準については、なお従前の例による。

## 議案第14号

取手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

取手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第59号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

### 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、市立学校に学校運営協議会を設置するに当たり、同協議会委員の年額報酬及び副市長に相当する額の旅費をそれぞれ定めるため、本条例の一部を改正するものです。



取手市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

取手市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）			
別表（第1条，第5条関係）			
職名		報酬額(円)	旅費の額 (相当する職)
教育委員会委員の部から統計調査員の部まで		(略)	(略)
民生委員推薦会	委員長	(略)	副市長
	委員	(略)	(略)
災害弔慰金支給審査委員会の部からいじめ問題再調査委員会の部まで		(略)	(略)
社会教育委員		年 55,000	(略)
青少年問題協議会委員の部から体育施設運営委員会の部まで		(略)	(略)

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）			
別表（第1条，第5条関係）			
職名		報酬額(円)	旅費の額 (相当する職)
教育委員会委員の部から統計調査員の部まで		(略)	(略)
民生委員推薦会	委員長	(略)	副市長
	委員	(略)	(略)
災害弔慰金支給審査委員会の部からいじめ問題再調査委員会の部まで		(略)	(略)
社会教育委員		年 55,000	(略)
学校運営協議会委員		<u>年 12,000</u>	<u>〃</u>
青少年問題協議会委員の部から体育施設運営委員会の部まで		(略)	(略)

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 議案第15号

### 取手市消防団条例の一部を改正する条例について

取手市消防団条例（平成23年条例第9号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

#### 提案理由

災害の頻発・激甚化による消防団員の負担の増加等を踏まえ、総務省消防庁が新たに定めた非常勤消防団員の報酬等の基準に基づき、消防団員の処遇改善を図るほか、所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市消防団条例の一部を改正する条例

取手市消防団条例（平成23年条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(服務規律)</p> <p>第10条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、<u>災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところから従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。</p> <p>(報酬)</p> <p>第14条 団員に対する報酬は、<u>年額報酬及び出勤報酬とする。</u></p> <p>2 <u>団員には、年額報酬として別表第1に定める額を支給する。</u></p> <p>3 <u>前項に規定する年額報酬について、団員が年の中途において任命されたとき、又は年の中途において退職、失職若しくは死亡によりその職を離れたときは、その報酬は、月割りによって計算し支給する。</u></p> <p>4 <u>前項の規定により算定した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>5 <u>団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事したときは、出勤報酬として別表第2に定める額を支給する。</u></p> <p>6 <u>報酬の支給方法は、規則で定める。</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第15条 <u>団員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として別表第1に定める額の旅費を支給する。</u></p>	<p>(服務規律)</p> <p>第10条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、<u>水火災その他の災害</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところから従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。</p> <p>(報酬)</p> <p>第14条 団員に対する報酬は、<u>取手市特別職の職員で非常勤のもの</u>の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第59号)の規定に基づき支給する。</p> <p>2 <u>報酬は、半期ごとに等分し、それぞれの期における最終月の末日までに支給する。</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第15条 <u>団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事したときは、費用弁償として別表に掲げる額を支給する。</u></p>

2 前項の旅費の支給方法は、取手市職員の旅費に関する条例(昭和32年条例第81号)の規定により一般職の職員に支給される旅費の例による。

別表を次のように改める。

別表第1 (第14条, 第15条関係)

年額報酬		旅費の額 (相当する職)
職名	支給額(年)	
団長	142,000円	副市長
副団長及び方面隊長	98,000円	〃
方面本部員	80,000円	〃
分団長	55,000円	〃
副分団長	45,500円	〃
部長	37,000円	3級
班長及び機関要員	37,000円	〃
団員	36,500円	〃

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2 (第14条関係)

出勤報酬		
分類	区分	支給額(1日につき)
災害出勤	火災(鎮火後の再燃防止活動を含む。)	8,000円 (1回の出勤が4時間に満たない場合は, 4,000円)
	水害	
	その他の災害	
警戒出勤	堤防の巡視, 警戒, 搜索等	2,000円
	市長が特に必要と認める警戒, 搜索等	
訓練等	演習, 消防, 水防訓練等	2,000円
	防災訓練, 救命講習会の指導等	
	防火診断等	
その他	一定期間継続して行う訓練(ポンプ操法訓練等)	1,000円
	市長が特に必要と認めるもの	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。  
(取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第59号)の一部を次のように改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前 (対応する改正後の欄はこの欄の次に記載)			
別表(第1条, 第5条関係)			
職名		報酬額(円)	旅費の額 (相当する職)
教育委員会委員		(略)	副市長
選挙管理委員会の部から選挙立会人の部まで		(略)	(略)
防災会議委員		日 6,300	(略)
国民保護協議会		(略)	(略)
消防団	団長	年 <u>142,000</u>	〃
	副団長及び方面隊長	〃 <u>98,000</u>	〃
	方面本部員	〃 <u>80,000</u>	〃
	分団長	〃 <u>55,000</u>	〃
	副分団長	〃 <u>40,000</u>	〃
	部長	〃 <u>35,000</u>	3級
	班長及び機関要員	〃 <u>32,000</u>	〃
	団員	〃 <u>29,000</u>	〃
政治倫理審査会	会長	且 6,700	副市長
	委員	(略)	(略)
特別職報酬等審議会の部から体育施設運営委員会の部まで		(略)	(略)

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）

別表(第1条, 第5条関係)

職名		報酬額(円)	旅費の額 (相当する職)
教育委員会委員		(略)	副市長
選挙管理委員会の部から選挙立会人の部まで		(略)	(略)
防災会議委員		日 6,300	(略)
国民保護協議会		(略)	(略)
政治倫理審査会	会長	<u>日</u> 6,700	<u>日</u>
	委員	(略)	(略)
特別職報酬等審議会の部から体育施設運営委員会の部まで		(略)	(略)

## 議案第16号

### 市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名	起点（番地先）	延長(m)	幅員	最大(m)
	終点（番地先）			最小(m)
1-5214号線	小文間 4686-2	52.80		7.90
	小文間 1210-4			2.70

令和4年2月28日提出

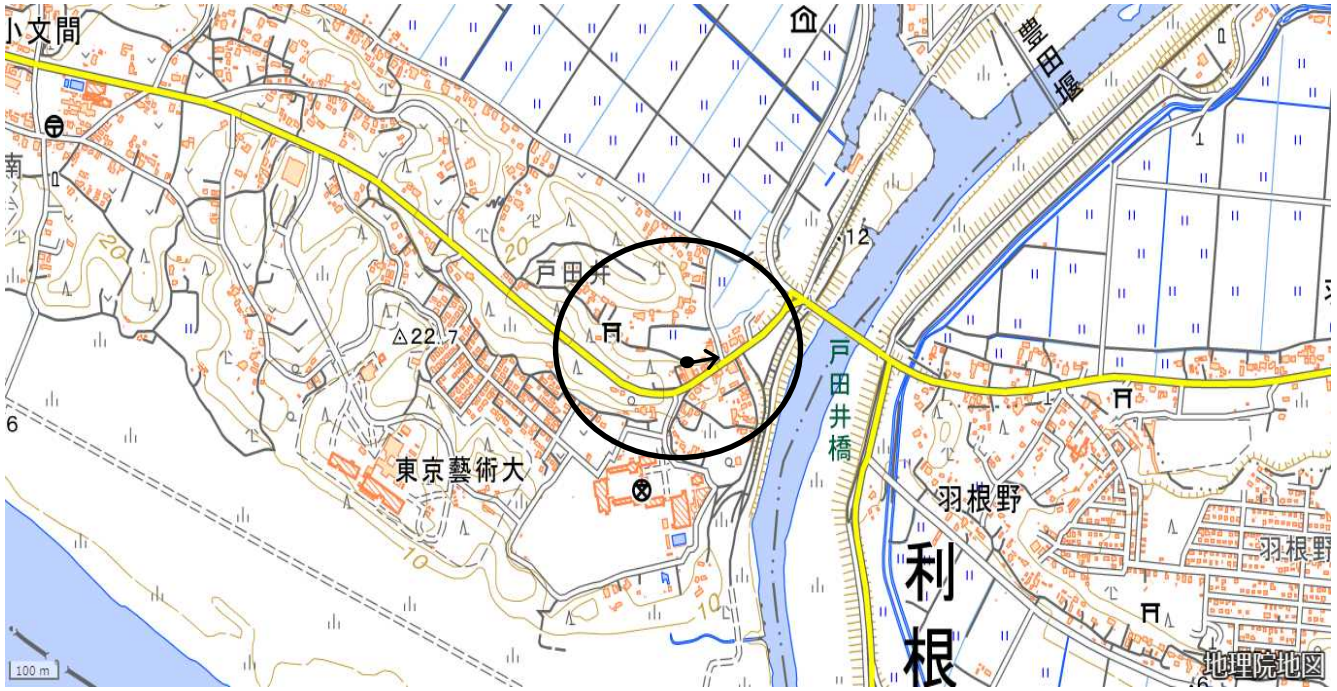
取手市長 藤井信吾

### 提案理由

県道取手東線小文間バイパスの整備に伴い、修正が生じる路線を整理し、改めて市道として認定するため、議会の議決を求めるものです。

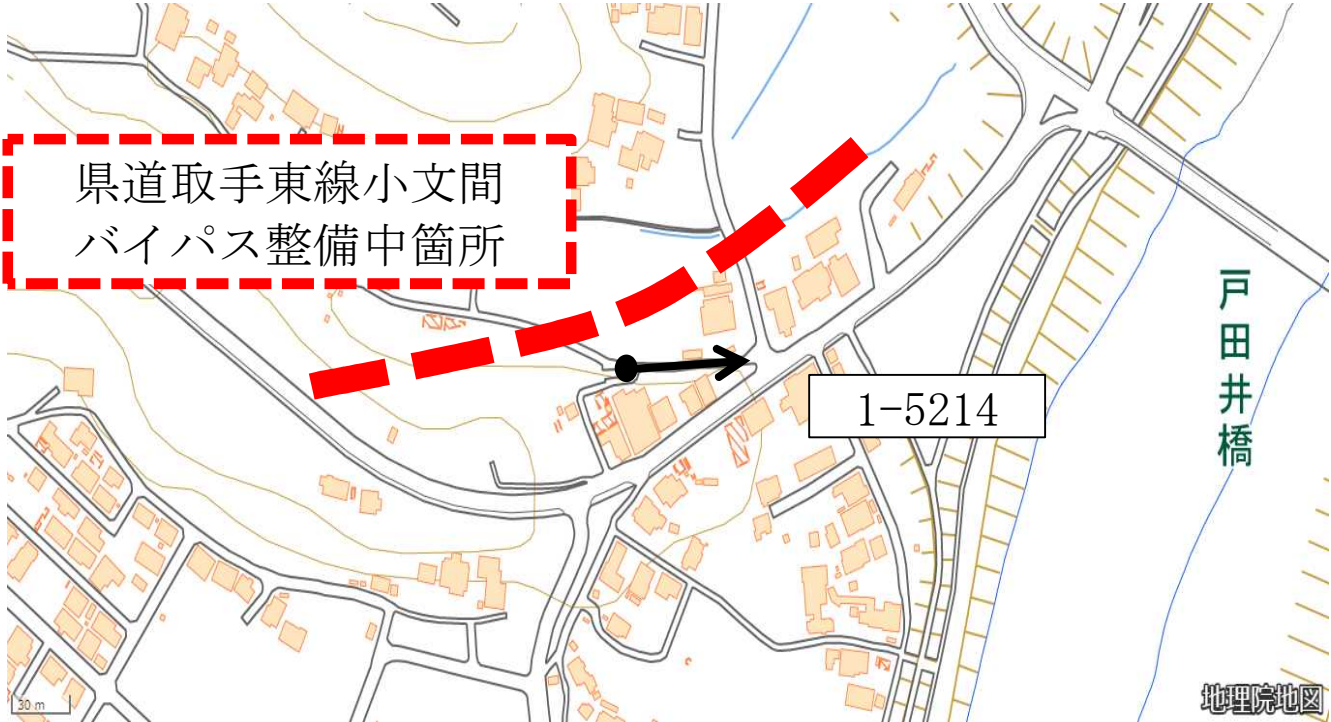


# 位置図



出典：国土地理院

# 認 定 図



出典：国土地理院

凡例		
路線番号	延長	幅員
1-5214	52.80m	2.70m～7.90m
起点 ●    ・    終点 →		

## 議案第 17 号

### 市道路線の変更について

市道路線を次のとおり変更することについて、道路法第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

路線名		起点 (番地先)	延長 (m)	幅員	最大 (m)
		終点 (番地先)			最小 (m)
1-5114 号線	変更前	小文間 4635-4	479.40		4.55
		小文間 1210-1			2.20
	変更後	小文間 4635-4	484.26		10.50
		小文間 1216-1			2.20

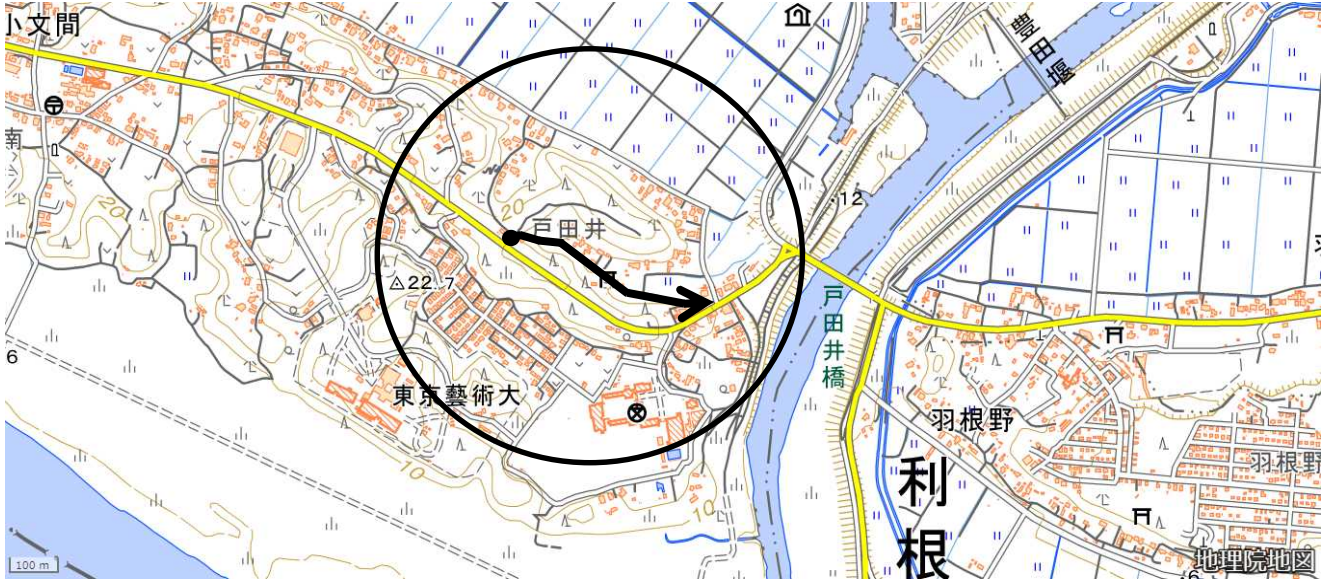
令和 4 年 2 月 28 日提出

取手市長 藤井 信吾

### 提案理由

県道取手東線小文間バイパスの整備に伴い、修正が生じる市道路線を整理し、終点を変更するため、議会の議決を求めるものです。

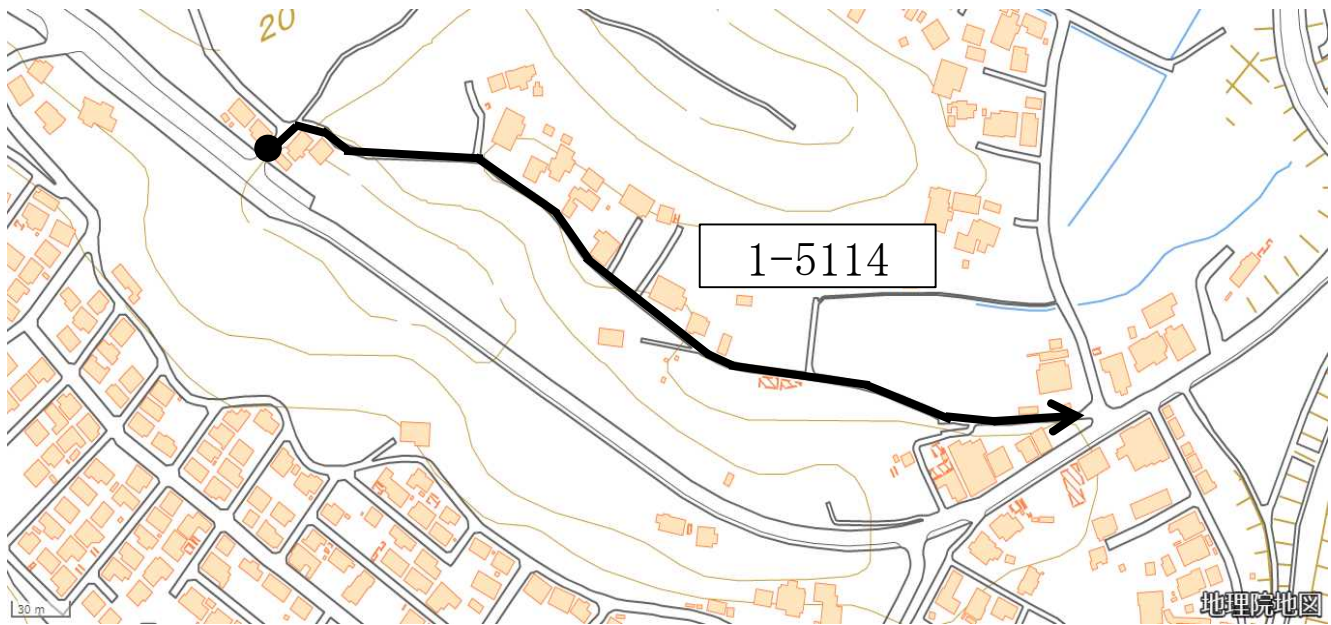
# 位置図



出典：国土地理院



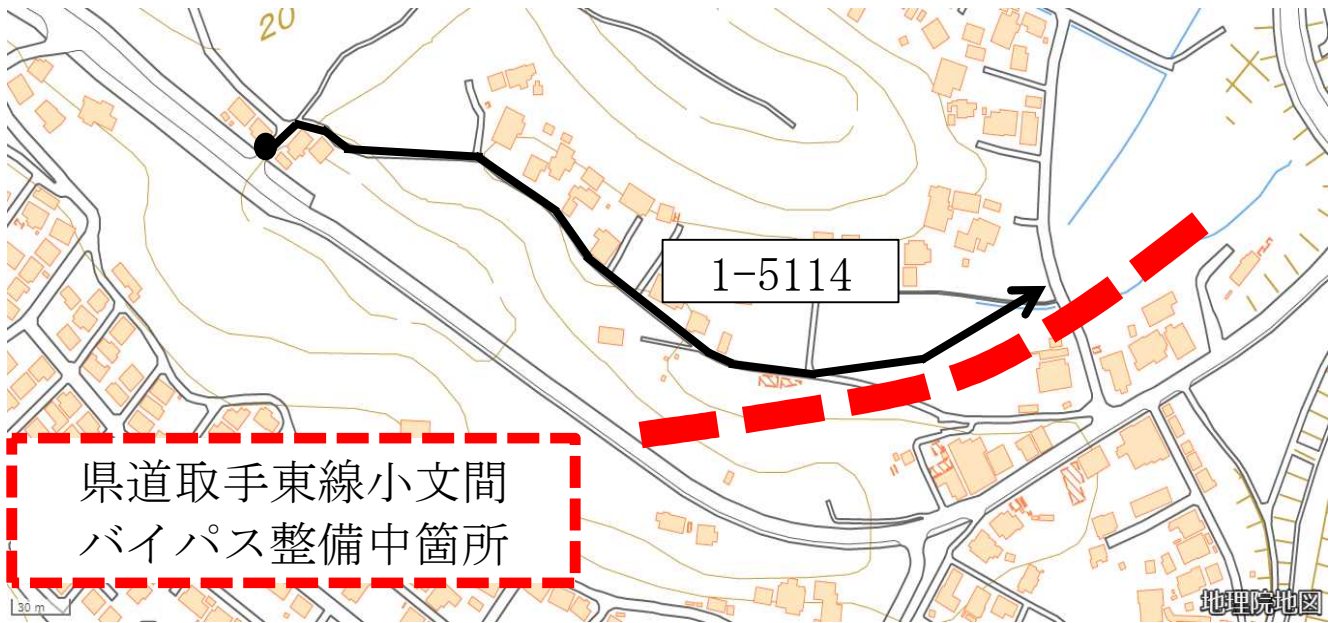
# 変更図（変更前）



出典：国土地理院

凡例		
路線番号	延長	幅員
1-5114	479.40m	2.20m～4.55m
起点 ●    ・    終点 →		

# 変更図（変更後）



出典：国土地理院

凡例		
路線番号	延長	幅員
1-5114	484.26m	2.20m～10.50m
起点 ● ・ 終点 →		

## 議案第18号

### 3社総交公区第1－3号駅前交通広場整備工事請負契約の締結について

3社総交公区第1－3号駅前交通広場整備工事につき、次のとおり仮工事請負契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の対象  | 3社総交公区第1－3号駅前交通広場整備工事  |
| 2 契約金額   | 金213,950,000円  |
| 3 契約の相手方 | 大竹・コウキ特定建設工事共同企業体<br><br>代表構成員 茨城県取手市小文間5584番地<br>大竹建設株式会社<br>代表取締役 大竹 光<br><br>構成員 茨城県取手市小文間4141番地4<br>株式会社コウキ建設<br>代表取締役 根本 健樹 |
| 4 契約方法   | 一般競争入札   |

令和4年2月28日提出

取手市長 藤井 信吾

## 契約についての説明資料

- 1 工事名称 3社総交公区第1－3号駅前交通広場整備工事
- 2 工事場所 取手市新町二丁目地内
- 3 工事概要 取手駅北土地区画整理事業の駅前交通広場の整備に当たり、既設の階段や防火水槽その他広場内の附属施設を撤去するとともに、エレベーターや防火水槽を新たに設置する工事を行うものです。
  - (1) 構造物撤去工事
    - 既設階段 2か所
    - 防火水槽 1か所
    - 附属施設 1式
  - (2) 新設工事
    - エレベーター 1か所
    - 防火水槽 1か所
- 4 工事期間 自 議会の議決の日の翌日  
至 令和4年3月29日
- 5 入札参加業者（2業者）
  - 大竹・コウキ特定建設工事共同企業体
  - 赤塚・常盤特定建設工事共同企業体



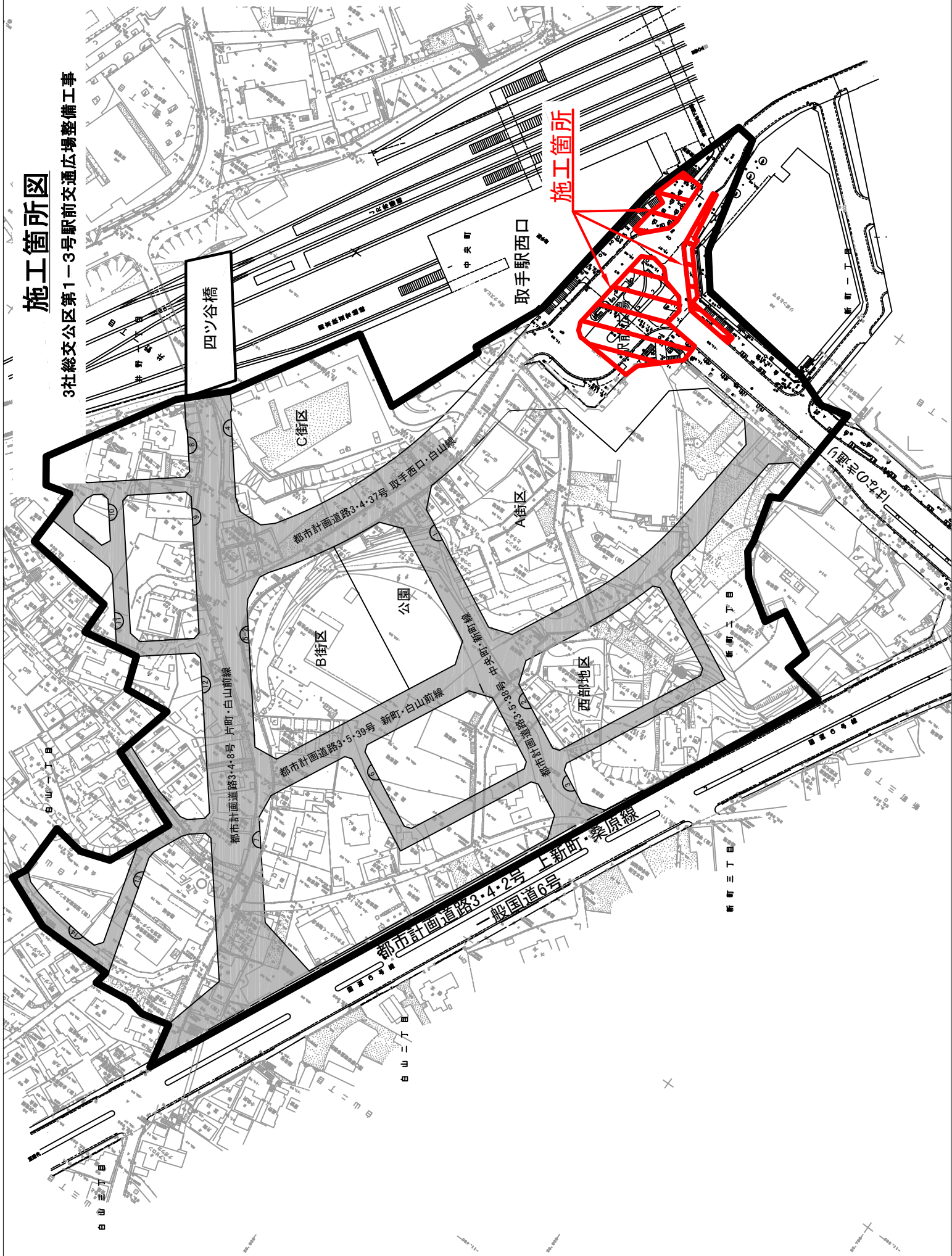
## 入札調書

(単位：円)

件名	3社総交公区第1－3号駅前交通広場整備工事		
履行場所	取手市新町二丁目地内	契約方法	一般競争入札
入札会場	取手市役所管財課内	入札日時	令和3年11月11日 午前9時
予定価格	¥216,260,000	入札書比較価格	¥196,600,000
最低制限価格	¥179,993,000	最低制限価格 入札書比較価格	¥163,630,000
入札者		入札第1回	
大竹・コウキ特定建設工事共同企業体		¥194,500,000	落札
赤塚・常盤特定建設工事共同企業体		¥196,000,000	
上記金額は、入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額である。			
契約金額	¥213,950,000円	請負者 氏名	大竹・コウキ特定建設工事共同企業体
仮契約 年月日	令和3年11月11日	契約期間	自 議会の議決の日の翌日 至 令和4年3月29日

# 施工箇所図

3社総交区第1-3号駅前交通広場整備工事



議案第19号

令和3年度取手市一般会計補正予算（第18号）

令和3年度取手市一般会計補正予算（第18号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,783,056千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,051,262千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

- 第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		12,584,942	898,471	13,483,413
	1 市 民 税	5,704,528	856,039	6,560,567
	2 固 定 資 産 税	5,192,367	50,222	5,242,589
	5 都 市 計 画 税	896,922	△7,790	889,132
2 地 方 譲 与 税		319,848	△68	319,780
	3 森 林 環 境 譲 与 税	8,848	△68	8,780
10 地 方 特 例 交 付 金		98,954	64,253	163,207
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 て ん 特 別 交 付 金		64,253	64,253
11 地 方 交 付 税		7,766,770	684,238	8,451,008
	1 地 方 交 付 税	7,766,770	684,238	8,451,008
15 国 庫 支 出 金		10,349,878	138,057	10,487,935
	1 国 庫 負 担 金	5,742,362	55,912	5,798,274
	2 国 庫 補 助 金	4,537,592	82,145	4,619,737
16 県 支 出 金		2,765,535	3,693	2,769,228
	1 県 負 担 金	1,898,387	6,814	1,905,201
	2 県 補 助 金	635,864	△1,877	633,987
	3 県 委 託 金	231,284	△1,244	230,040
17 財 産 収 入		56,379	4,196	60,575
	1 財 産 運 用 収 入	51,377	74	51,451
	2 財 産 売 払 収 入	5,002	4,122	9,124
18 寄 附 金		1,021,146	731	1,021,877

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 寄 附 金	1,021,146	731	1,021,877
19 繰 入 金		1,483,826	△641,417	842,409
	2 基 金 繰 入 金	1,381,212	△641,417	739,795
21 諸 収 入		781,854	90,302	872,156
	3 貸 付 金 元 利 収 入	59,910	3,360	63,270
	5 収 益 事 業 収 入	10,000	50,000	60,000
	6 雑 入	631,243	36,942	668,185
22 市 債		2,865,148	540,600	3,405,748
	1 市 債	2,865,148	540,600	3,405,748
歳 入	合 計	44,268,206	1,783,056	46,051,262

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		7,021,676	993,084	8,014,760
	1 総 務 管 理 費	6,179,644	992,656	7,172,300
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	280,269	1,672	281,941
	5 統 計 調 査 費	19,026	△1,244	17,782
3 民 生 費		18,703,773	77,230	18,781,003
	1 社 会 福 祉 費	8,813,026	△11,876	8,801,150
	2 児 童 福 祉 費	7,668,433	78,106	7,746,539
	3 生 活 保 護 費	2,222,041	11,000	2,233,041
4 衛 生 費		2,878,705	△34	2,878,671
	1 保 健 衛 生 費	2,311,302	△53	2,311,249
	3 上 水 道 費	1,379	19	1,398
5 農 林 水 産 業 費		274,719	△1,985	272,734
	1 農 業 費	274,719	△1,985	272,734
6 商 工 費		501,985	△47,934	454,051
	1 商 工 費	501,985	△47,934	454,051
7 土 木 費		4,497,821	△53,043	4,444,778
	1 土 木 管 理 費	149,525	△968	148,557
	2 道 路 橋 り よ う 費	913,594	△1,310	912,284
	3 都 市 計 画 費	3,272,749	△21,087	3,251,662
	4 住 宅 費	161,953	△29,678	132,275
8 消 防 費		1,844,728	△1,396	1,843,332
	1 消 防 費	1,844,728	△1,396	1,843,332

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 教 育 費		3,906,076	817,123	4,723,199
	1 教 育 総 務 費	835,156	194,830	1,029,986
	2 小 学 校 費	906,283	576,922	1,483,205
	3 中 学 校 費	492,796	54,747	547,543
	5 社 会 教 育 費	1,036,604	△4,562	1,032,042
	6 保 健 体 育 費	599,327	△4,814	594,513
12 諸 支 出 金		7	11	18
	1 土 地 開 発 基 金 費	7	11	18
歳 出 合 計		44,268,206	1,783,056	46,051,262

## 第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

(追 加)

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	取手本庁舎揚水ポンプ改修事業	6, 534
		議会棟厨房空調設備改修事業	1, 297
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	住民基本台帳システム改修事業	1, 672
5 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	農地集積・集約化業務効率化支援事業	240
		福岡堰地区地盤沈下対策事業負担金	1, 102
7 土 木 費	1 土 木 管 理 費	北浦川谷中5号橋（仮称）相橋架替負担金	3, 670
		2 道 路 橋 り ょ う 費	戸頭地内（市道2036号線他）道路維持補修事業
		橋りょう歩道橋長寿命化事業	114, 507
		稲（市道2494号線）道路維持事業	11, 099
		井野団地外周道路（市道0115号線他）道路改良事業	56, 656
		井野台四丁目（市道3276号線他）道路改良事業	18, 242
		桑原（市道3100号線他）道路改良事業	2, 119
		山王（市道4262号線他）通学路整備事業	11, 347
	3 都 市 計 画 費	桑原地区整備推進事業	10, 030
		地籍調査事業	870
		都市計画道路3・5・23号北敷・沼附線整備事業	24, 156
		新取手四丁目都市排水路整備事業	6, 450
		稲雨水幹線整備事業	28, 215
		藤代横町雨水排水整備事業	38, 379
	9 教 育 費	2 小 学 校 費	白山小学校校舎・体育館長寿命化改良事業
小学校給食室給湯設備改修事業			495
3 中 学 校 費		永山中学校公共下水道接続事業	55, 000
5 社 会 教 育 費		公民館エレベーター改修事業	473
6 保 健 体 育 費		給食センター消防設備改修事業	462



### 第 3 表 地 方 債 補 正

(追 加)

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校施設整備事業	534,000	普通貸借	3.0%以内	30年以内 政府資金，銀行，その他融資条件による。ただし，市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し，又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	33,200	又は 証券発行	(ただし，利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について，利率の見直しを行った後においては，当該見直し後の利率)	

(変 更)

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害関連事業（地盤沈下対策分）	4,100	普通貸借  又 は  証券発行	3.0%以内  (ただし，利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について，利率の見直しを行った後においては，当該見直し後の利率)	30年以内  政府資金，銀行，その他融資条件による。ただし，市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し，又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	3,000	普通貸借  又 は  証券発行	3.0%以内  (ただし，利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について，利率の見直しを行った後においては，当該見直し後の利率)	30年以内  政府資金，銀行，その他融資条件による。ただし，市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し，又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
土地改良事業	7,500				7,400			
ゆうあいプラザ施設整備事業	3,000				2,900			
市道整備事業	119,700				91,700			
市営住宅整備事業	35,700				27,000			
消防防災設備整備事業	50,200				49,800			
給食センター整備事業	25,300				19,700			
合併特例債	596,800				617,100			
公共施設等除却債	19,500				17,600			
緊急自然災害防止対策事業	14,000				13,000			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	12,584,942	898,471	13,483,413
2 地 方 譲 与 税	319,848	△68	319,780
10 地 方 特 例 交 付 金	98,954	64,253	163,207
11 地 方 交 付 税	7,766,770	684,238	8,451,008
15 国 庫 支 出 金	10,349,878	138,057	10,487,935
16 県 支 出 金	2,765,535	3,693	2,769,228
17 財 産 収 入	56,379	4,196	60,575
18 寄 附 金	1,021,146	731	1,021,877
19 繰 入 金	1,483,826	△641,417	842,409
21 諸 収 入	781,854	90,302	872,156
22 市 債	2,865,148	540,600	3,405,748
歳 入 合 計	44,268,206	1,783,056	46,051,262

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総 務 費	7,021,676	993,084	8,014,760	7,481	△200	△4,666	990,469
3 民 生 費	18,703,773	77,230	18,781,003	64,317	△100	3,188	9,825
4 衛 生 費	2,878,705	△34	2,878,671	△2,200		△55	2,221
5 農 林 水 産 業 費	274,719	△1,985	272,734	△3,003	△300		1,318
6 商 工 費	501,985	△47,934	454,051	1,507	△100	△2,045	△47,296
7 土 木 費	4,497,821	△53,043	4,444,778	6,159	△30,800	△4,184	△24,218
8 消 防 費	1,844,728	△1,396	1,843,332	616	△1,400	37	△649
9 教 育 費	3,906,076	817,123	4,723,199	65,722	573,500	△6,983	184,884
12 諸 支 出 金	7	11	18			11	
歳 出 合 計	44,268,206	1,783,056	46,051,262	140,599	540,600	△14,697	1,116,554

2 歳 入

(款) 1 市税 (項) 1 市民税 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 個 人	5,269,057	424,298	5,693,355	1 現 年 課 税 分	424,298	・ 所得割 424,298 増
2 法 人	435,471	431,741	867,212	1 現 年 課 税 分	431,741	・ 法人税割 431,741 増
計	5,704,528	856,039	6,560,567			

(款) 1 市税 (項) 2 固定資産税

1 固 定 資 産 税	5,187,676	50,222	5,237,898	1 現 年 課 税 分	50,222	・ 家屋 45,137 減 ・ 償却資産 95,359 増
計	5,192,367	50,222	5,242,589			

(款) 1 市税 (項) 5 都市計画税

1 都 市 計 画 税	896,922	△7,790	889,132	1 現 年 課 税 分	△7,790	・ 家屋 7,790 減
計	896,922	△7,790	889,132			

(款) 2 地方譲与税 (項) 3 森林環境譲与税

1 森 林 環 境 譲 与 税	8,848	△68	8,780	1 森 林 環 境 譲 与 税	△68	・ 森林環境譲与税 68 減
計	8,848	△68	8,780			

(款) 10 地方特例交付金 (項) 2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金

1 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 て ん 特 別 交 付 金	0	64,253	64,253	1 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 て ん 特 別 交 付 金	64,253	・ 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金 64,253
計	0	64,253	64,253			

(款) 11 地方交付税 (項) 1 地方交付税

1 地 方 交 付 税	7,766,770	684,238	8,451,008	1 地 方 交 付 税	684,238	・ 普通交付税 684,238 増
計	7,766,770	684,238	8,451,008			

(款) 15 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金

1 民 生 費 国 庫 負 担 金	5,112,466	54,761	5,167,227	1 社 会 福 祉 費 負 担 金	10,437	・ 自立支援給付費負担金 3,500 増 ・ 生活困窮者自立相談支援費負担金 6,937 増
-------------------	-----------	--------	-----------	-------------------	--------	---

## (款) 15 国庫支出金

## (項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金				4 児童福祉費負担金	38,000	・子どものための教育・保育給付費負担金 33,000 増 ・障害児入所給付費等負担金 5,000 増
				5 生活保護費負担金	8,250	・生活保護費負担金 8,250 増
				6 国民健康保険事業費負担金	△1,926	・保険基盤安定負担金 1,926 減
4 消防費国庫負担金	0	1,151	1,151	1 消防費負担金	1,151	・緊急消防援助隊活動費負担金 1,151
計	5,742,362	55,912	5,798,274			

## (款) 15 国庫支出金

## (項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	505,176	14,595	519,771	1 総務費補助金	3,023	・社会保障・税番号制度システム整備費補助金 3,023 増
				2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	11,572	・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 11,572 増
4 土木費国庫補助金	208,872	9,834	218,706	1 市道整備事業費補助金	22,753	・防災・安全交付金（インフラ老朽化対策分） 39,490 増 ・防災・安全交付金（生活空間の安全確保分） 16,737 減
				3 住宅費補助金	△12,919	・社会資本整備総合交付金（地域住宅交付金分） 12,919 減
5 教育費国庫補助金	55,525	57,716	113,241	2 小学校費補助金	50,646	・学校施設環境改善交付金 50,646
				3 中学校費補助金	7,070	・学校施設環境改善交付金 7,070
計	4,537,592	82,145	4,619,737			

## (款) 16 県支出金

## (項) 1 県負担金

2 民生費県負担金	1,884,241	10,489	1,894,730	1 社会福祉費負担金	1,750	・自立支援給付費負担金 1,750 増
				3 児童福祉費負担金	19,000	・子どものための教育・保育給付費負担金 16,500 増 ・障害児通所給付費等負担金 2,500 増
				5 国民健康保険事業費負担金	△1,954	・保険基盤安定負担金 1,954 減
				6 後期高齢者医療事業費負担金	△8,307	・保険基盤安定対策費負担金 8,307 減
4 土木費県負担金	12,750	△3,675	9,075	1 地籍調査費負担金	△3,675	・地籍調査費負担金 3,675 減
計	1,898,387	6,814	1,905,201			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費県補助金	49	1,200	1,249	1 総務管理費補助金	1,200	・街頭防犯カメラ設置費補助事業補助金 1,200
2 民生費県補助金	484,734	△74	484,660	4 児童福祉費補助金	△74	・子育て支援対策臨時特例交付金 74 減
4 農林水産業費 県補助金	23,758	△3,003	20,755	1 農業委員会費 補助金	240	・農地集積・集約化対策推進交付金 240 増
				2 農業振興費補助金	△3,243	・農業次世代人材投資資金 3,243 減
計	635,864	△1,877	633,987			

(款) 16 県支出金

(項) 3 県委託金

1 総務費県委託金	218,838	△1,244	217,594	3 統計調査費委託金	△1,244	・経済センサス交付金 1,244 減
計	231,284	△1,244	230,040			

(款) 17 財産収入

(項) 1 財産運用収入

2 利子及び配当金	207	74	281	1 利子及び配当金	74	・財政調整基金利子 28 増 ・土地開発基金利子 11 増 ・減債基金利子 12 増 ・地域福祉基金利子 6 増 ・公共施設整備基金利子 17 増
計	51,377	74	51,451			

(款) 17 財産収入

(項) 2 財産売払収入

1 不動産売払収入	5,001	4,122	9,123	1 土地売払収入	4,122	・普通財産売払収入 4,122 増
計	5,002	4,122	9,124			

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

1 一般寄附金	1	120	121	1 一般寄附金	120	・一般寄附金 120 増
2 総務費寄附金	1,000,100	7	1,000,107	1 総務費寄附金	7	・平和基金寄附金 7 増
4 衛生費寄附金	3	604	607	1 衛生費寄附金	604	・衛生費寄附金 604 増
計	1,021,146	731	1,021,877			

## (款) 19 繰入金

## (項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	621,221	△621,221	0	1 財政調整基金繰入金	△621,221	・財政調整基金繰入金 621,221 減
3 みどりの基金繰入金	5,588	△157	5,431	1 みどりの基金繰入金	△157	・みどりの基金繰入金 157 減
4 公共施設整備基金繰入金	99,347	△2,982	96,365	1 公共施設整備基金繰入金	△2,982	・公共施設整備基金繰入金 2,982 減
5 学校施設整備基金繰入金	18,853	△1,317	17,536	1 学校施設整備基金繰入金	△1,317	・学校施設整備基金繰入金 1,317 減
6 ふるさと取手応援基金繰入金	622,217	△11,025	611,192	1 ふるさと取手応援基金繰入金	△11,025	・ふるさと取手応援基金繰入金 11,025 減
7 環境基金繰入金	90	△3	87	1 環境基金繰入金	△3	・環境基金繰入金 3 減
8 平和基金繰入金	31	8	39	1 平和基金繰入金	8	・平和基金繰入金 8 増
9 高齢者福祉基金繰入金	1,020	△12	1,008	1 高齢者福祉基金繰入金	△12	・高齢者福祉基金繰入金 12 減
10 森林環境譲与税基金繰入金	12,045	△4,708	7,337	1 森林環境譲与税基金繰入金	△4,708	・森林環境譲与税基金繰入金 4,708 減
計	1,381,212	△641,417	739,795			

## (款) 21 諸収入

## (項) 3 貸付金元利収入

1 貸付金元利収入	59,910	3,360	63,270	4 教育費貸付金元利収入	3,360	・奨学金貸付金元利収入 3,360 増
計	59,910	3,360	63,270			

## (款) 21 諸収入

## (項) 5 収益事業収入

1 競輪事業特別会計繰入金	10,000	50,000	60,000	1 競輪事業特別会計繰入金	50,000	・競輪事業特別会計繰入金 50,000 増
計	10,000	50,000	60,000			

## (款) 21 諸収入

## (項) 6 雑入

3 弁償金	2,156	32,128	34,284	1 弁償金	32,128	・放射能対策費用弁償金(過年度) 32,128
5 雑入	191,676	4,814	196,490	4 総務費雑入	2,124	・戦争体験記売却代 8 減

(款) 21 諸収入

(項) 6 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 雑入						・宝くじ収益金市町村交付金 2,133 増
						・送料個人負担分 1 減
				5 民生費雑入	2,690	・後期高齢者医療制度特別対策補助金 2,690
計	631,243	36,942	668,185			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

1 農林水産業債	11,600	△1,200	10,400	1 災害関連事業債	△1,100	・災害関連事業債(地盤沈下対策分) 1,100 減
				2 土地改良事業債	△100	・土地改良事業債 100 減
2 商工債	3,000	△100	2,900	1 勤労施設整備事業債	△100	・ゆうあいプラザ施設整備事業債 100 減
3 土木債	162,700	△36,700	126,000	1 市道整備事業債	△28,000	・市道整備事業債 28,000 減
				3 市営住宅整備事業債	△8,700	・市営住宅整備事業債 8,700 減
4 消防債	50,200	△400	49,800	1 消防防災設備整備事業債	△400	・消防防災設備整備事業債 400 減
5 教育債	30,300	528,400	558,700	2 保健体育施設整備事業債	△5,600	・給食センター整備事業債 5,600 減
				3 小学校施設整備事業債	534,000	・小学校施設整備事業債 534,000
6 合併特例債	596,800	20,300	617,100	1 合併特例債	20,300	・合併特例債 20,300 増
8 公共施設等除却債	19,500	△1,900	17,600	1 公共施設等除却債	△1,900	・公共施設等除却債 1,900 減
11 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	0	33,200	33,200	1 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	33,200	・防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 33,200
12 緊急自然災害防止対策事業債	14,000	△1,000	13,000	1 緊急自然災害防止対策事業債	△1,000	・緊急自然災害防止対策事業債 1,000 減
計	2,865,148	540,600	3,405,748			



3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	△1,847 (1,548,980) (1,547,133)	1,200		△2,240	△807				
		県支出金		繰入金					
				△1,290	△557	7 報償費	△1,050	25 市制施行50周年記念事業に要する経費	1,847 減
						10 需用費	△274		
						1 消耗品費	△54	報償費 ・各種表彰及び賞賜金等	(1,050 減) 1,050 減
						4 印刷製本費	△220	需用費 消耗品費	(274 減) 54 減
						11 役務費	△2	印刷製本費	220 減
						1 通信運搬費	△2	役務費 通信運搬費	(2 減) 2 減
						12 委託料	△481	委託料	(481 減)
						13 使用料及び賃借料	△40	・50周年記念事業植樹アーチ設置業務委託料 使用料及び賃借料 ・イベント用品賃借料	481 減 (40 減) 40 減
		1,200	△950	△250		30 防犯に要する経費			
						財源充当の変更			
6 財産管理費	17 (219,940) (219,957)			17	535				
				財産収入 △535					
				繰入金 △535	535	24 積立金	17	21 自動車の維持管理に要する経費	
						財源充当の変更			
			17			25 公共施設整備基金積立金	17 増		



## (款) 2 総務費

## (項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明	
		特定財源			一般財源	区分	金額		
		国県支出金	地方債	その他					
9 交通安全 対策費	△198 (90,123) (89,925)		△200		2	14 工事請負費	△198	21 自転車駐車場の維持管理に要する経費	198 減
			△200		2			工事請負費 ・新取手駅自転車駐車場(一部)解体工事	(198 減) 198 減
11 災害 対策費	△89 (91,295) (91,206)	1,436		△60	△1,465	17 備品購入費	△89	22 災害対策に要する経費	89 減
		1,436		△60	△1,465			備品購入費 ・カラーレーザープリンター	(89 減) 89 減
		1,436			△1,436			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	
								財源充当の変更	
13 男女共同 参画 推進費	△280 (1,379) (1,099)			△190	△90	12 委託料	△280	20 男女共同参画社会の推進に要する経費	280 減
				△190	△90			委託料 ・男女共同参画地域推進委託料	(280 減) 280 減

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明				
		特定財源			一般財源	区分		金額			
		国県支出金	地方債	その他							
14 財政調整 基金費	995,162 (698,833) (1,693,995)			40 財産収入	995,122	24 積立金	995,162	20 財政調整基金積立金	163,029 増		
				28	163,001			積立金 ・ 財政調整基金積立金	(163,029 増) 163,029 増		
				12	832,121			21 減債基金積立金	832,133 増		
								積立金 ・ 減債基金積立金	(832,133 増) 832,133 増		
15 諸 費	3,507 (1,459,337) (1,462,844)			7 寄附金	3,501	22 償還金, 利子及び 割引料	3,500	20 平和推進に要する経費	7 増		
				8 繰入金				1	(1) 非核平和推進関係経費	7 増	
				△9 諸収入	1			24 積立金	7	積立金 ・ 平和基金積立金	(7 増) 7 増
				6	3,500			33 過年度国庫支出金等過誤納返還金	3,500 増		
				6				償還金, 利子及び割引料 ・ 過年度国県支出金等過誤納返還金	(3,500 増) 3,500 増		

## (款) 2 総務費

## (項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
項計	992,656 (6,179,644) (7,172,300)	7,053	△200	△4,666	990,469			

## (款) 2 総務費

## (項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍 住民 基本 台帳費	1,672 (280,213) (281,885)	1,672 国庫支出金						
		1,672				12 委託料	1,672	5 戸籍・住民基本台帳事務に要する経費 1,672 増
								委託料 (1,672 増) ・住民基本台帳システム改修業務委託料 1,672
項計	1,672 (280,269) (281,941)	1,672						

## (款) 2 総務費

## (項) 5 統計調査費

2 諸統計 調査費	△1,244 (3,711) (2,467)	△1,244 県支出金						
		△1,244				1 報酬	△1,044	42 経済センサスに要する経費 1,244 減
						11 役務費	△200	
						1 通信運搬費	△200	報酬 (1,044 減) ・調査員報酬 1,044 減 役務費 (200 減) 通信運搬費 200 減

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
項計	△1,244 (19,026) (17,782)	△1,244						
款計	993,084 (7,021,676) (8,014,760)	7,481	△200	△4,666	990,469			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉 総務費	△8,280 (2,873,820) (2,865,540)	3,816 国庫支出金 △1,954 県支出金		6 財産収入 604 寄附金 △100 繰入金 △100	△10,652			
						12 委託料	△150	5 社会福祉事務に要する経費 150 減
						18 負担金, 補助及び 交付金	△1,620	委託料 (150 減) ・福祉まつり事業委託料 150 減
						24 積立金	6	
		425		604	△1,029	27 繰出金	△6,516	34 健康づくり推進事業に要する経費
		425		604	△1,029			(3) 新型コロナウイルス感染症対策経費
								財源充当の変更
		△3,880			△2,636			40 国民健康保険事業特別会計繰出金 6,516 減
							繰出金 (6,516 減) ・国民健康保険事業特別会計繰出金 6,516 減	

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明	
		特定財源			一般財源	区分	金額		
		国県支出金	地方債	その他					
1 社会福祉 総務費		△1,620						42 ウェルネスプラザ管理運営に要する経費	1,620 減
		△1,620						(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	1,620 減
								負担金, 補助及び交付金 ・休業支援金	( 1,620 減) 1,620 減
		6,937			△6,937			43 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費	
								財源充当の変更	
					6			50 地域福祉基金積立金	6 増
2 障害者 福祉費	7,000 ( 2,114,389) ( 2,121,389)	3,500 国庫支出金 1,750 県支出金 5,250			1,750	19 扶助費	7,000	33 自立支援に要する経費	7,000 増
		5,250			1,750			(1) 介護給付費等に関する経費	7,000 増
		5,250			1,750			扶助費 ・自立支援給付費	( 7,000 増) 7,000 増
3 老人 福祉費	△10,596 ( 3,201,570) ( 3,190,974)	△8,307 県支出金		△12 繰入金	△4,967				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明	
		特定財源			一般財源	区分	金額		
		国県支出金	地方債	その他					
3 老人福祉費				2,690 諸収入					
					489	12 委託料	△11	48 介護保険特別会計繰出金	489 増
						27 繰出金	△10,585	繰出金 ・介護保険特別会計繰出金	( 489 増) 489 増
				△12	1			65 在宅医療・介護連携推進事業に要する経費	11 減
								委託料 ・在宅医療・介護連携システム委託料	( 11 減) 11 減
		△8,307		2,690	△5,457			72 後期高齢者医療特別会計繰出金	11,074 減
								繰出金 ・後期高齢者医療特別会計繰出金	( 11,074 減) 11,074 減
項計	△11,876 ( 8,813,026) ( 8,801,150)	△1,195		3,188	△13,869				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	0 ( 2,089,259) ( 2,089,259)	△981 国庫支出金			981				
		△981			981			6 保育事務に要する経費	
		△981			981			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	
								財源充当の変更	



## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明			
		特定財源			一般財源	区分		金額		
		国県支出金	地方債	その他						
2 児童 措置費	10,017 (1,902,942) (1,912,959)	5,000			2,517	11 役務費	29 障害児通所給付費に要する経費	10,017 増		
		国庫支出金 2,500							17 29	
		県支出金 7,500			4 手数料	17			役務費 手数料 扶助費 ・ 障害児通所給付費	( 17 増) 17 増 ( 10,000 増) 10,000 増
					19 扶助費	10,000				
3 児童 入所費	68,089 (2,472,120) (2,540,209)	33,000		△100	18,763	12 委託料	20 民間保育園入所に要する経費	65,000 増		
		国庫支出金 16,426							18 負担金, 補助及び 交付金	△111
		県支出金 48,750			16,250	22 民間保育園運営に要する経費			111 減	
									負担金, 補助及び交付金 ・ 民間保育園施設整備費補助金	( 111 減) 111 減
		△74	△100		63	24 管外保育委託に要する経費				
						750			2,450	委託料 ・ 管外公立保育所委託料

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
3 児童 入所費								・管外私立保育園委託料 1,000 増
4 保育所費	0	1,317			△1,317			21 保育所の施設整備に要する経費  (2) 新型コロナウイルス感染症対策経費  財源充当の変更
	(1,199,306)	国庫支出金						
	(1,199,306)	1,317			△1,317			
		1,317			△1,317			
項 計	78,106 (7,668,433) (7,746,539)	57,262	△100		20,944			

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

2 扶助費	11,000	8,250			2,750			
	(2,100,000) (2,111,000)	国庫支出金						
		8,250			2,750	19 扶助費	11,000	20 生活保護に要する経費 11,000 増
								扶助費 ・医療扶助 (11,000 増) 11,000 増
項 計	11,000 (2,222,041) (2,233,041)	8,250			2,750			
款 計	77,230 (18,703,773) (18,781,003)	64,317	△100	3,188	9,825			

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国県支出金	地方債	その他					
3 母子衛生費	0 (113,842) (113,842)	△2,200 国庫支出金 △2,200			2,200 2,200 2,200		5 母子衛生事務に要する経費 (2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 財源充当の変更		
6 環境衛生費	△53 (58,238) (58,185)			△55 繰入金 △3 △52	2 1 1	10 需用費 1 消耗品費 17 備品購入費	△2 △2 △51	30 環境基本計画推進に要する経費 需用費 消耗品費 38 地球温暖化対策の推進に要する経費 備品購入費 ・生ごみ処理機	2 減 (2 減) 2 減 51 減 (51 減) 51 減
項計	△53 (2,311,302) (2,311,249)	△2,200		△55	2,202				

## (款) 4 衛生費

## (項) 3 上水道費

1 上水道費	19 (1,379) (1,398)				19			
--------	--------------------------	--	--	--	----	--	--	--

(款) 4 衛生費

(項) 3 上水道費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 上水道費				19	18 負担金, 補助及び交付金	19	20 茨城県南水道企業団児童手当負担金 19 増	
							負担金, 補助及び交付金 ( 19 増 ) ・茨城県南水道企業団児童手当負担金 19 増	
項 計	19 ( 1,379 ) ( 1,398 )			19				
款 計	△34 ( 2,878,705 ) ( 2,878,671 )	△2,200		△55	2,221			

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

1 農業委員会費	240 ( 58,620 ) ( 58,860 )	240 県支出金					
		240			17 備品購入費	240	25 機構集積支援事業に要する経費 240 増
							備品購入費 ( 240 ) ・タブレット端末 240
2 農業総務費	△68 ( 51,099 ) ( 51,031 )			△68			
				△68	24 積立金	△68	5 農政事務に要する経費 68 減
							積立金 ( 68 減 ) ・森林環境譲与税基金積立金 68 減

## (款) 5 農林水産業費

## (項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
3 農業振興費	△3,243 (118,155) (114,912)	△3,243 県支出金 △3,243						20 農業振興に要する経費 3,243 減
					7 報償費	△10		
					18 負担金, 補助及び交付金	△3,233		報償費 (10 減) ・指導農業士等謝礼 10 減 負担金, 補助及び交付金 (3,233 減) ・農業次世代人材投資資金 3,233 減
4 農地費	1,086 (46,845) (47,931)		△300		1,386			
			△300		1,386	18 負担金, 補助及び交付金	1,086	20 土地改良事業に要する経費 1,086 増
								負担金, 補助及び交付金 (1,086 増) ・福岡堰地区地盤沈下対策事業負担金 1,102 増 ・山王西部地区用排水路改修工事負担金 16 減
項計	△1,985 (274,719) (272,734)	△3,003	△300		1,318			
款計	△1,985 (274,719) (272,734)	△3,003	△300		1,318			

## (款) 6 商工費

## (項) 1 商工費

2 商工振興費	△15,830 (275,446) (259,616)	1,507 国庫支出金		△2,100 繰入金	△15,237			
---------	-----------------------------------	----------------	--	---------------	---------	--	--	--

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			区分	金額			
		国県支出金	地方債	その他				一般財源	
2 商工 振興費		1,507		△2,100	△3,759	18 負担金, 補助及び 交付金	△15,830	20 商工業振興助成に要する経費	4,352 減
				△2,100	△2,252		(1) 商工業振興助成に関する経費	4,352 減	
							負担金, 補助及び交付金 ( 4,352 減)		
							・とりで産業まつり補助金 2,000 減		
							・藤代商工祭補助金 1,000 減		
							・商店街活性化事業補助金 1,352 減		
		△3,333					3,333	(3) 新型コロナウイルス感染症対策経費	
								財源充当の変更	
	4,840				△4,840	(4) 事業所等の感染症防止対策支援事業に関する経費			
						財源充当の変更			
					△11,478	28 産業振興に要する経費	11,478 減		
					△11,478	(1) 産業振興に関する経費	11,478 減		
						負担金, 補助及び交付金 ( 11,478 減)			
						・産業活動支援施設奨励金 11,478 減			

## (款) 6 商工費

## (項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
4 働く婦人の家・勤労青少年ホーム管理費	△44 (16,667) (16,623)		△100	55 繰入金	1			
			△100	55	1	14 工事請負費	△44	20 働く婦人の家・勤労青少年ホーム管理運営に要する経費
								44 減
								工事請負費 (44 減) ・ ゆうあいプラザ公共下水道接続工事 44 減
6 観光費	△32,060 (39,977) (7,917)				△32,060			
					△32,060	18 負担金, 補助及び交付金	△32,060	20 観光事業に要する経費
					△32,060			(1) 観光事業に関する経費
								負担金, 補助及び交付金 (32,060 減) ・ 市観光協会補助金 32,060 減
項計	△47,934 (501,985) (454,051)	1,507	△100	△2,045	△47,296			
款計	△47,934 (501,985) (454,051)	1,507	△100	△2,045	△47,296			

(款) 7 土木費

(項) 1 土木管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 土木 総務費	△968 (149,525) (148,557)		△700		△268			
			△700		△268	12 委託料	△968	25 道路管理に要する経費 968 減
								委託料 (968 減) ・市道工事に伴う土地評価業務委託料 968 減
項 計	△968 (149,525) (148,557)		△700		△268			

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

2 道路 維持費	67,189 (421,405) (488,594)	39,490 国庫支出金	28,600	△1,031 繰入金	130			
		39,490	28,600	△1,031	130	12 委託料	△15,730	20 道路維持補修に要する経費 67,189 増
						14 工事請負費	82,919	委託料 (15,730 減) ・橋梁補修工事実施設計委託料 15,425 減 ・市道工事に伴う測量設計委託料 1,085 減 ・橋梁点検委託料 780 増 工事請負費 (82,919 増) ・藤代駅自由通路エスカレーター補修工事 355 減 ・取手駅西口広場エスカレーター補修工事 3,176 減 ・橋梁補修工事 69,920 増 ・歩道橋補修工事 16,530 増



## (款) 7 土木費

## (項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明	
		特定財源			一般財源	区分	金額		
		国県支出金	地方債	その他					
3 道路改良費	△68,499 (357,389) (288,890)	△16,737	△48,300		△3,462				
		国庫支出金							
			△35,100		△2,812	12 委託料	△22,101	20 道路改良に要する経費	37,912 減
			△7,500		△849	14 工事請負費	△37,894		
						16 公有財産購入費	△1,947	(31) 戸頭新屋敷(市道2241号線他)	8,349 減
						21 補償、補填及び賠償金	△6,557	委託料 ・市道改良工事に伴う用地測量委託料	(8,349 減) 8,349 減
			△15,100		△1,615			(40) 井野台四丁目(市道3276号線他)	16,715 減
								委託料 ・市道改良工事に伴う補償調査委託料 ・市道改良工事に伴う土地評価業務委託料 公有財産購入費 ・市道改良工事に伴う用地代 補償、補填及び賠償金 ・市道改良工事に伴う物件移転補償費	(10,161 減) 8,628 減 1,533 減 (1,947 減) 1,947 減 (4,607 減) 4,607 減
		△5,800		△382		(41) 井野台(市道3453号線他)	6,182 減		
						工事請負費 ・市道改良工事	(6,182 減) 6,182 減		
		△2,000		251		(42) 米ノ井弁才天(市道0203号線)	1,749 減		
						委託料 ・市道改良工事に伴う用地測量委託料	(1,749 減) 1,749 減		

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
3 道路改良費			△4,700		△217		(57) 片町 (市道5379号線) 4,917 減	
							工事請負費 ( 4,917 減) ・市道改良工事 4,917 減	
	△16,737	△13,200			△650		25 通学路整備に要する経費 30,587 減	
	△16,047	△12,500			△610		(12) 山王 (市道4262号線他) 29,157 減	
							委託料 ( 1,842 減) ・市道改良工事に伴う土地評価業務委託料 1,842 減 工事請負費 ( 25,365 減) ・市道改良工事 25,365 減 補償, 補填及び賠償金 ( 1,950 減) ・市道改良工事に伴う電柱移設補償費 1,950 減	
	△690	△700			△40		(20) 野々井 (市道2759号線他) 1,430 減	
							工事請負費 ( 1,430 減) ・市道改良工事 1,255 減 ・市道改良付帯工事 175 減	
項計	△1,310 ( 913,594) ( 912,284)	22,753	△19,700	△1,031	△3,332			

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

1 都市計画	1,093				1,093		
総務費	( 500,776) ( 501,869)						

## (款) 7 土木費

## (項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			区分	金額			
		国県支出金	地方債	その他				一般財源	
1 都市計画 総務費					1,093	21 補償, 補填 及び賠償金	1,093	25 都市交通政策の推進に要する経費	1,093 増
								補償, 補填及び賠償金 ・コミュニティバス運行経費補償金	( 1,093 増) 1,093 増
3 地籍 調査費	△3,708 ( 20,791) ( 17,083)	△3,675 県支出金			△33				
		△3,675			△33	10 需用費	57	20 地籍調査事業に要する経費	3,708 減
						1 消耗品 費	57	需用費	( 57 増)
						11 役務費	76	消耗品費	57 増
						1 通信運 搬費	76	役務費	( 76 増)
						12 委託料	△3,841	通信運搬費	76 増
								委託料	( 3,841 減)
								・地籍調査測量委託料	3,841 減
5 街路 事業費	△17,128 ( 119,696) ( 102,568)				△17,128				
					△17,128	14 工事請負費	△18,217	22 都市計画道路 3・5・23号北敷・沼附線に	
						16 公有財産 購入費	1,089	要する経費	17,128 減
								工事請負費	( 18,217 減)
								・道路付帯工事	18,217 減
								公有財産購入費	( 1,089 増)
								・用地代	1,089 増

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明
		特定財源			区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他			
6 都市 排水費	0			△1,650	1,650		
	(185,767)			繰入金			
	(185,767)			△1,650	1,650		20 排水路の維持管理に要する経費
							財源充当の変更
8 公園 緑地費	△1,344			△997	△347		
	(198,937)			繰入金			
	(197,593)			△52	3	7 報償費	△15
						10 需用費	△14
						1 消耗品費	△14
						11 役務費	△9
				△79	9	8 賠償保険料	△9
						12 委託料	△1,071
						18 負担金, 補助及び交付金	△235
				△11			
							21 緑地等管理に要する経費 49 減
							委託料 (49 減) ・ 緑地等樹木剪定業務委託料 49 減
							22 保存緑地・保存樹木等に要する経費 70 減
							報償費 (15 減) ・ 巨木・名木めぐりツアー講師謝礼 15 減
							役務費 (9 減) 賠償保険料 9 減
							委託料 (11 減) ・ 保存緑地・保存樹木等標柱作成業務委託料 11 減
							負担金, 補助及び交付金 (35 減) ・ 保存緑地・保存樹木等助成金 35 減
							23 取手駅西口緑地花壇管理に要する経費 11 減
							委託料 (11 減) ・ 取手駅西口緑地花壇管理委託料 11 減

## (款) 7 土木費

## (項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
8 公園 緑地費				△15	1		25 緑化推進に要する経費 14 減	
							需用費 (14 減) 消耗品費 14 減	
				△840	△360		33 水辺利用推進に要する経費 1,200 減	
							委託料 (1,000 減) ・とりで利根川河川まつり委託料 1,000 減 負担金, 補助及び交付金 (200 減) ・鯉のぼりプロジェクト補助金 200 減	
項 計	△21,087 (3,272,749) (3,251,662)	△3,675		△2,647	△14,765			

## (款) 7 土木費

## (項) 4 住宅費

1 住宅 管理費	△29,678 (161,953) (132,275)	△12,919 国庫支出金	△10,400	△506 繰入金	△5,853			
		△7,104	△10,400		△174	14 工事請負費	△17,678	20 市営住宅管理に要する経費 17,678 減
						18 負担金, 補助及び 交付金	△12,000	工事請負費 (17,678 減) ・市営住宅改修工事 15,786 減 ・市営住宅解体工事 1,892 減
		△5,815		△506	△5,679			23 定住化促進住宅政策に要する経費 12,000 減
								負担金, 補助及び交付金 (12,000 減) ・定住化促進住宅補助金 12,000 減

(款) 7 土木費

(項) 4 住宅費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
項計	△29,678 (161,953) (132,275)	△12,919	△10,400	△506	△5,853			
款計	△53,043 (4,497,821) (4,444,778)	6,159	△30,800	△4,184	△24,218			

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

1 常備 消防費	△963 (1,701,613) (1,700,650)	616	△1,000	37	△616				
		国庫支出金		繰入金					
		616	△1,000	37	△616	12 委託料	△213	22 消防庁舎の管理運営に要する経費	963 減
						14 工事請負費	△750	委託料 ・戸頭消防署改修工事实施設計業務委託料 ・吉田消防署大規模改修工事監理業務委託料 工事請負費 ・吉田消防署大規模改修工事	(213 減) 173 減 40 減 (750 減) 750 減
		616			△616		(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費		
							財源充当の変更		
3 非常備 消防費	△433 (86,315) (85,882)		△400		△33				
			△400		△33	17 備品購入費	△433	21 消防団の運営に要する経費	433 減
							備品購入費 ・消防ポンプ自動車	(433 減) 433 減	

## (款) 8 消防費

## (項) 1 消防費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
項計	△1,396 (1,844,728) (1,843,332)	616	△1,400	37	△649			
款計	△1,396 (1,844,728) (1,843,332)	616	△1,400	37	△649			

## (款) 9 教育費

## (項) 1 教育総務費

2 事務局費	198,430	769			197,661			
	(619,217)	国庫支出金						
	(817,647)				200,000	12 委託料	△1,570	21 学校施設整備基金積立金 200,000 増
						24 積立金	200,000	積立金 (200,000 増) ・学校施設整備基金積立金 200,000 増
					△1,570			22 通学送迎に要する経費 1,570 減
		769			△769			委託料 (1,570 減) ・通学送迎委託料 1,570 減
	769			△769			23 教育情報機器整備に要する経費	
							(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	
							財源充当の変更	
4 教育研究 指導費	△3,600 (199,030) (195,430)	△5,465 国庫支出金			1,865			

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明			
		特定財源			一般財源	区分		金額		
		国庫支出金	地方債	その他						
4 教育研究 指導費		△5,862			2,262	18 負担金, 補助及び 交付金	△3,600	5 教育振興に要する経費	3,600 減	
		△5,862			2,262			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	3,600 減	
									負担金, 補助及び交付金 ・ 修学旅行等中止に伴うキャンセル料等補助金	( 3,600 減) 3,600 減
		260			△260				23 教育総合支援センターに要する経費	
		260			△260				(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	
									財源充当の変更	
		137			△137				42 日本語指導員に要する経費	
		137			△137				(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	
							財源充当の変更			
項 計	194,830 ( 835,156) ( 1,029,986)	△4,696			199,526					

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

1 学 校 管 理 費	△7,101 ( 344,596) ( 337,495)	724		△4,668	△3,157				
		国庫支出金		繰入金					
		724		△4,668	△3,157	1 報 酬	△2,449	20 小学校管理に要する経費	7,101 減
				△4,668	16	17 備品購入費	△4,652	(1) 小学校管理に要する経費	4,652 減



## (款) 9 教育費

## (項) 2 小学校費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国庫支出金	地方債	その他				
1 学校 管理費								備品購入費 ( 4,652 減) ・更新分諸備品 4,652 減 (2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 2,449 減 報酬 ( 2,449 減) ・用務員報酬 2,449 減
		724			△3,173			
2 教育 振興費	△762 ( 150,875) ( 150,113)	894 国庫支出金		△363 繰入金	△1,293			
				△363	△399	17 備品購入費	△762	22 小学校コンピュータ整備に要する経費 762 減
		894			△894			備品購入費 ( 762 減) ・パソコン教材用備品 762 減 23 要保護・準要保護児童就学奨励費
		894			△894			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費
								財源充当の変更
3 学校 建設費	584,785 ( 50,051) ( 634,836)	50,646 国庫支出金	534,000		139			
		50,646	534,000		139	12 委託料	4,785	22 小学校建設事業に要する経費 584,785 増
		50,646	534,000		139	14 工事請負費	580,000	(3) 白山小学校 584,785 増
								委託料 ( 4,785 増)

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
3 学校建設費								・小学校校舎・体育館長寿命化改良工事監理業務委託料 4,785 工事請負費 ( 580,000 ) ・小学校校舎・体育館長寿命化改良工事 580,000
4 学校給食費	0 ( 360,761 ) ( 360,761 )			△495 繰入金	495			21 給食施設整備に要する経費
				△495	495			
項計	576,922 ( 906,283 ) ( 1,483,205 )	52,264	534,000	△5,526	△3,816			

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

1 学校管理費	0 ( 147,726 ) ( 147,726 )			△549 繰入金	549			20 中学校管理に要する経費
				△549	549			

## (款) 9 教育費

## (項) 3 中学校費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国庫支出金	地方債	その他				
2 教育 振興費	0 (123,935) (123,935)	561 国庫支出金 561			△561 △561			23 要保護・準要保護生徒就学奨励費  (2) 新型コロナウイルス感染症対策経費  財源充当の変更
3 学 校 建 設 費	54,747 (38,597) (93,344)	10,031 国庫支出金 10,031	45,500 45,500	△120 繰入金 △120	△664 △664	12 委 託 料 14 工事請負費	△253 55,000	21 中学校建設事業に要する経費 54,747 増  (4) 永山中学校 54,747 増  委託料 (253 減) ・ 公共下水道接続工事实施設計業務委託料 253 減 工事請負費 (55,000 ) ・ 中学校公共下水道接続工事 55,000  (8) 新型コロナウイルス感染症対策経費  財源充当の変更
項 計	54,747 (492,796) (547,543)	10,592	45,500	△669	△676			



## (款) 9 教育費

## (項) 5 社会教育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
2 公民館費	△607 (107,322) (106,715)	1,528		△548	△1,587			23 公民館施設整備に要する経費  委託料 (529 減) ・久賀公民館屋根改修工事実施設計業務委託料 529 減 工事請負費 (78 減) ・白山公民館公共下水道接続工事 78 減  (2) 新型コロナウイルス感染症対策経費  財源充当の変更
		1,528		△548	△1,587	12 委託料	△529	
						14 工事請負費	△78	
		1,528			△1,528			
3 図書館費	△276 (223,117) (222,841)	1,540	△400	151	△1,567			20 図書館管理運営に要する経費 245 減  委託料 (245 減) ・ふじしろ図書館空調設備改修工事実施設計業務委託料 245 減  21 図書館活動に要する経費 31 減  需用費 (31 減) 印刷製本費 31 減
			△400	155		10 需用費	△31	
						4 印刷製本費	△31	
		1,540		△4	△1,567	12 委託料	△245	

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
4 文化財 保護費	0 ( 22,691) ( 22,691)			△460 繰入金 △460	460 460		25 埋蔵文化財センター活動に要する経費  財源充当の変更	
項 計	△4,562 ( 1,036,604) ( 1,032,042)	4,178	△400	316	△8,656			

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

2 体 育 施設費	988 ( 246,982) ( 247,970)	3,384 国庫支出金			△2,396 988	21 補償, 補填 及び賠償金	988	20 取手グリーンスポーツセンター管理運営に 要する経費	988 増
								補償, 補填及び賠償金 ( 988 ) ・ 第1 体育室床補強工事に伴う損失補償費 988	
		3,384			△3,384			25 社会体育施設整備に要する経費	
		3,384			△3,384			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	
								財源充当の変更	
3 学校給食 センター 費	△5,802 ( 290,174) ( 284,372)		△5,600	△1,104 繰入金	902				

## (款) 9 教育費

## (項) 6 保健体育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
3 学校給食センター費			△5,600	△1,104	902	14 工事請負費	△5,802	21 給食センター施設整備に要する経費 5,802 減
								工事請負費 ( 5,802 減) ・コンベクションオープン改修工事 5,175 減 ・フライヤー改修工事 627 減
項計	△4,814 ( 599,327) ( 594,513)	3,384	△5,600	△1,104	△1,494			
款計	817,123 ( 3,906,076) ( 4,723,199)	65,722	573,500	△6,983	184,884			

## (款) 12 諸支出金

## (項) 1 土地開発基金費

1 土地開発基金費	11 ( 7) ( 18)			11 財産収入				
				11	27 繰出金	11	20 土地開発基金繰出金	11 増
							繰出金 ( 11 増) ・土地開発基金繰出金 11 増	
項計	11 ( 7) ( 18)			11				
款計	11 ( 7) ( 18)			11				

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
歳出合計	1,783,056 (44,268,206) (46,051,262)	140,599	540,600	△14,697	1,116,554			



給 与 費 明 細 書

一 般 職  
総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	( 923 ) 732	898, 117	2, 878, 978	2, 630, 128	6, 407, 223	1, 079, 405	7, 486, 628	
補 正 後	( 920 ) 732	894, 624	2, 878, 978	2, 630, 128	6, 403, 730	1, 079, 405	7, 483, 135	
比 較	( △3 )	△ 3, 493			△ 3, 493		△ 3, 493	

※ ( ) 内は、再任用職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	74, 400	55, 500	43, 600	112, 300	9, 580	240, 318	38, 400
	補 正 後	74, 400	55, 500	43, 600	112, 300	9, 580	240, 318	38, 400
	比 較							
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	743, 214	521, 100	432, 800	311, 200	36, 008	10, 247	1, 461
	補 正 後	743, 214	521, 100	432, 800	311, 200	36, 008	10, 247	1, 461
	比 較							

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	( 94 ) 732		2,878,978	2,596,614	5,475,592	993,701	6,469,293	
補 正 後	( 94 ) 732		2,878,978	2,596,614	5,475,592	993,701	6,469,293	
比 較								

※（ ）内は、再任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	74,400	55,500	43,600	112,300	9,580	240,318	38,400
	補 正 後	74,400	55,500	43,600	112,300	9,580	240,318	38,400
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	709,700	521,100	432,800	311,200	36,008	10,247	1,461
	補 正 後	709,700	521,100	432,800	311,200	36,008	10,247	1,461
	比 較							

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	( 829 )	898, 117		33, 514	931, 631	85, 704	1, 017, 335	
補 正 後	( 826 )	894, 624		33, 514	928, 138	85, 704	1, 013, 842	
比 較	( △3 )	△ 3, 493			△ 3, 493		△ 3, 493	

※ ( ) 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前							
	補 正 後							
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	33, 514						
	補 正 後	33, 514						
	比 較							

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末	前年度末	当該年度中増減見込み		当該年度末
	現在高	現在高見込額	当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	現在高見込額
1. 普通債	19,330,263	19,600,925	2,403,600	1,897,957	20,106,568
(1) 総務債	161,594	147,156	55,500	14,064	188,592
(2) 民生債	262,400	269,526		22,242	247,284
(3) 衛生債	8,890	7,620		1,270	6,350
(4) 農林水産業債	221,801	203,112	10,400	33,190	180,322
(5) 商工債	42,054	38,272	2,900	3,778	37,394
(6) 土木債	2,028,252	1,916,344	153,600	282,105	1,787,839
(7) 消防債	514,328	506,356	49,800	67,582	488,574
(8) 教育債	2,529,806	2,491,080	787,300	249,164	3,029,216
(9) 地域再生事業債	25,070	7,940		7,790	150
(10) 合併特例債	12,360,465	12,400,654	842,000	1,033,221	12,209,433
(11) 行政改革等推進債(地域再生分)	29,758	22,692		7,066	15,626
(12) 災害復旧債	27,820	25,136		4,085	21,051
(13) 緊急防災・減災事業債	931,866	1,038,617	35,000	155,997	917,620
(14) 全国防災事業債	88,099	83,920		4,183	79,737
(15) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債		356,300	436,500		792,800
(16) 緊急自然災害防止対策事業債			13,000		13,000
(17) 公共施設等除却債	98,060	86,200	17,600	12,220	91,580
2. 減税補てん債	485,313	363,776		104,276	259,500
3. 臨時財政対策債	22,522,831	22,408,511	1,942,048	1,719,899	22,630,660
4. 減収補てん債	2,124,367	1,942,877		339,940	1,602,937
5. 調整債	127,700	191,800		6,740	185,060
6. 退職手当債	169,720	135,780		33,940	101,840
7. 災害援護資金貸付債	17,303	14,964		3,593	11,371
合 計	44,777,497	44,658,633	4,345,648	4,106,345	44,897,936

議案第20号

令和3年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和4年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

## 第 1 表 繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 事 業 費	3 事 業 費	取手駅北土地地区画整理事業	307,238

議案第21号

令和3年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和3年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28,076千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,604,163千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		2,154,224	△2,443	2,151,781
	1 国民健康保険税	2,154,224	△2,443	2,151,781
3 国庫支出金		1	1,731	1,732
	1 国庫補助金	1	1,731	1,732
4 県支出金		7,203,336	5,520	7,208,856
	1 県補助金	7,203,336	5,520	7,208,856
5 財産収入		31	76	107
	1 財産運用収入	31	76	107
6 繰入金		775,515	23,192	798,707
	1 他会計繰入金	775,514	△6,516	768,998
	2 基金繰入金	1	29,708	29,709
歳入合計		11,576,087	28,076	11,604,163



歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 險 給 付 費		7,361,113	28,000	7,389,113
	1 療 養 諸 費	6,450,756	16,000	6,466,756
	2 高 額 療 養 費	873,874	12,000	885,874
3 国 民 健 康 保 險 事 業 費 納 付 金		2,074,997		2,074,997
	1 国 民 健 康 保 險 事 業 費 納 付 金	2,074,997		2,074,997
5 保 健 事 業 費		231,737		231,737
	2 保 健 事 業 費	104,350		104,350
6 基 金 積 立 金		1,622,198	76	1,622,274
	1 基 金 積 立 金	1,622,198	76	1,622,274
歳 出 合 計		11,576,087	28,076	11,604,163

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	2,154,224	△2,443	2,151,781
3 国庫支出金	1	1,731	1,732
4 県支出金	7,203,336	5,520	7,208,856
5 財産収入	31	76	107
6 繰入金	775,515	23,192	798,707
歳入合計	11,576,087	28,076	11,604,163

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 保険給付費	7,361,113	28,000	7,389,113	1,143			26,857
3 国民健康保険事業費納付金	2,074,997		2,074,997	1,564		△6,516	4,952
5 健康事業費	231,737		231,737	4,544			△4,544
6 基金積立金	1,622,198	76	1,622,274			76	
歳出合計	11,576,087	28,076	11,604,163	7,251		△6,440	27,265

2 歳 入

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般被保険者 国民健康保険税	2,151,974	△2,443	2,149,531	1 医療給付費分 現年課税分	△1,800	・国民健康保険税 1,800 減
				2 後期高齢者 支援金分 現年課税分	△427	・国民健康保険税 427 減
				3 介護納付金分 現年課税分	△216	・国民健康保険税 216 減
計	2,154,224	△2,443	2,151,781			

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

1 災害臨時 特例補助金	1	1,731	1,732	1 災害臨時 特例補助金	1,731	・災害臨時特例補助金 267 増 ・災害臨時特例補助金（新型コロナウイルス感染症 対応分） 1,464
計	1	1,731	1,732			

(款) 4 県支出金

(項) 1 県補助金

1 保険給付費等 交付金	7,201,343	5,520	7,206,863	2 特別交付金	5,520	・保険者努力支援分 4,544 増 ・特別調整交付金分（市町村） 976 増
計	7,203,336	5,520	7,208,856			

(款) 5 財産収入

(項) 1 財産運用収入

1 利子及び配当金	31	76	107	1 利子及び配当金	76	・財政調整基金利子 76 増
計	31	76	107			

(款) 6 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	775,514	△6,516	768,998	1 保険基盤安定 繰入金	△5,178	・保険基盤安定繰入金 5,178 減
				4 その他一般会計 繰入金	△1,338	・国民健康保険財政安定化支援金 1,338 減
計	775,514	△6,516	768,998			

(款) 6 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 国保財政調整基金繰入金	1	29,708	29,709	1 国保財政調整基金繰入金	29,708	・国保財政調整基金繰入金 29,708 増
計	1	29,708	29,709			

3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国県支出金	地方債	その他					
1 一般 被保険者 療養 給付費	16,000 ( 6,372,000) ( 6,388,000)	167 国庫支出金 976 県支出金 1,143			14,857  14,857	18 負担金, 補助及び 交付金	16,000	75 一般被保険者療養給付費  負担金, 補助及び交付金 ・療養給付費	16,000 増  ( 16,000 増) 16,000 増
項 計	16,000 ( 6,450,756) ( 6,466,756)	1,143			14,857				

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

1 一般 被保険者 高額 療養費	12,000 ( 873,000) ( 885,000)				12,000  12,000	18 負担金, 補助及び 交付金	12,000	75 一般被保険者高額療養費  負担金, 補助及び交付金 ・高額療養費	12,000 増  ( 12,000 増) 12,000 増
項 計	12,000 ( 873,874) ( 885,874)				12,000				
款 計	28,000 ( 7,361,113) ( 7,389,113)	1,143			26,857				

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 国民健康保険事業費納付金

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
1 医療 給付費分	0 ( 1,220,487) ( 1,220,487)	1,176 国庫支出金 1,176		△3,990 繰入金 △3,990	2,814 2,814		75 一般被保険者医療給付費分 財源充当の変更	
2 後期 高齢者 支援金分	0 ( 643,939) ( 643,939)	256 国庫支出金 256		△1,697 繰入金 △1,697	1,441 1,441		75 一般被保険者後期高齢者支援金分 財源充当の変更	
3 介護 納付金分	0 ( 210,571) ( 210,571)	132 国庫支出金 132		△829 繰入金 △829	697 697		75 介護納付金分 財源充当の変更	
項計	0 ( 2,074,997) ( 2,074,997)	1,564		△6,516	4,952			
款計	0 ( 2,074,997) ( 2,074,997)	1,564		△6,516	4,952			

## (款) 5 保健事業費

## (項) 2 保健事業費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
2 疾病 予 防 費	0 ( 103,823) ( 103,823)	4,544 県支出金 4,544			△4,544 △4,544		75 疾病の予防に要する経費  財源充当の変更	
項 計	0 ( 104,350) ( 104,350)	4,544			△4,544			
款 計	0 ( 231,737) ( 231,737)	4,544			△4,544			

## (款) 6 基金積立金

## (項) 1 基金積立金

1 財政調整 基 金 積 立 金	76 ( 1,622,198) ( 1,622,274)			76 財産収入 76		24 積立金	76	75 財政調整基金積立金  積立金 ( 76 増) ・ 財政調整基金積立金 76 増
項 計	76 ( 1,622,198) ( 1,622,274)			76				
款 計	76 ( 1,622,198) ( 1,622,274)			76				

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
歳出合計	28,076 (11,576,087) (11,604,163)	7,251		△6,440	27,265			



議案第 2 2 号

令和 3 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 1, 0 7 4 千円を減額し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 2 8 5, 2 9 6 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 2 8 日提出

取手市長 藤井 信吾

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰 入 金		1,640,311	△11,074	1,629,237
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,640,311	△11,074	1,629,237
歳 入 合 計		3,296,370	△11,074	3,285,296

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,040,689	△11,074	3,029,615
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,040,689	△11,074	3,029,615
歳 出 合 計		3,296,370	△11,074	3,285,296

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	1,640,311	△11,074	1,629,237
歳入合計	3,296,370	△11,074	3,285,296

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	3,040,689	△11,074	3,029,615			△11,074	
歳出合計	3,296,370	△11,074	3,285,296			△11,074	

2 歳 入

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 保険基盤安定 対策費繰入金	1,426,750	△11,074	1,415,676	1 保険基盤安定 対策費繰入金	△11,074	・低所得者軽減分繰入金 10,745 減 ・被扶養者軽減分繰入金 329 減
計	1,640,311	△11,074	1,629,237			

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
		特定財源				区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
1 後期 高齢者 医療 広域連合 納付金	△11,074 (3,040,689) (3,029,615)			△11,074 繰入金				
				△11,074	18 負担金, 補助及び 交付金	△11,074	75 後期高齢者医療広域連合納付金に要する経費	11,074 減
							負担金, 補助及び交付金 ・保険料納付金	( 11,074 減) 11,074 減
項 計	△11,074 (3,040,689) (3,029,615)			△11,074				
款 計	△11,074 (3,040,689) (3,029,615)			△11,074				
歳出合計	△11,074 (3,296,370) (3,285,296)			△11,074				

議案第 2 3 号

令和 3 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 2 5 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8, 8 2 9, 2 7 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 2 8 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料		2,004,029	59,484	2,063,513
	1 介護保険料	2,004,029	59,484	2,063,513
3 国庫支出金		1,754,970	△98,552	1,656,418
	2 国庫補助金	325,966	△98,552	227,414
4 支払基金交付金		2,208,472	102	2,208,574
	1 支払基金交付金	2,208,472	102	2,208,574
5 県支出金		1,228,127	71	1,228,198
	3 県補助金	62,270	71	62,341
6 財産収入		14	16	30
	1 財産運用収入	14	16	30
7 繰入金		1,348,521	40,138	1,388,659
	1 一般会計繰入金	1,343,935	489	1,344,424
	2 基金繰入金	4,586	39,649	44,235
歳入合計		8,828,012	1,259	8,829,271

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		290,092	16	290,108
	1 総務管理費	185,769	16	185,785
2 保険給付費		7,984,190		7,984,190
	1 介護サービス等諸費	7,287,186		7,287,186
3 地域支援事業費		396,259	921	397,180
	1 介護予防生活支援サービス事業費	182,722	690	183,412
	3 包括的支援事業費・任意事業費	199,663	231	199,894
4 諸支出金		137,471	322	137,793
	1 償還金及び還付加算金	96,544	322	96,866
歳出合計		8,828,012	1,259	8,829,271

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料	2,004,029	59,484	2,063,513
3 国庫支出金	1,754,970	△98,552	1,656,418
4 支払基金交付金	2,208,472	102	2,208,574
5 県支出金	1,228,127	71	1,228,198
6 財産収入	14	16	30
7 繰入金	1,348,521	40,138	1,388,659
歳入合計	8,828,012	1,259	8,829,271

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	290,092	16	290,108			16	
2 保険給付費	7,984,190		7,984,190	△104,330		104,330	
3 地域支援事業費	396,259	921	397,180	5,849		△4,928	
4 諸支出金	137,471	322	137,793			322	
歳出合計	8,828,012	1,259	8,829,271	△98,481		99,740	



2 歳 入

(款) 1 介護保険料

(項) 1 介護保険料

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 第 1 号 被 保 険 者 保 険 料	2,004,029	59,484	2,063,513	1 現 年 度 分 特 別 徴 収 保 険 料	40,599	・ 特別徴収分 40,599 増
				2 現 年 度 分 普 通 徴 収 保 険 料	18,885	・ 普通徴収分 18,885 増
計	2,004,029	59,484	2,063,513			

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	39,067	75	39,142	1 現 年 度 分	75	・ 介護予防・日常生活支援総合事業交付金 75 増
2 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)	75,705	49	75,754	1 現 年 度 分	49	・ 介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 49 増
3 財政調整交付金	173,194	△104,549	68,645	1 現 年 度 分	△104,549	・ 普通調整交付金 105,366 減 ・ 特別調整交付金 817
4 保険者機能強化推進交付金	20,000	3,966	23,966	1 保 険 者 機 能 強 化 推 進 交 付 金	3,966	・ 保険者機能強化推進交付金 3,966 増
5 介護保険保険者努力支援交付金	18,000	1,688	19,688	1 介 護 保 険 保 険 者 努 力 支 援 交 付 金	1,688	・ 介護保険保険者努力支援交付金 1,688 増
6 災害臨時特例補助金	0	36	36	1 現 年 度 分	36	・ 災害臨時特例補助金 36
7 災害等臨時特例補助金	0	183	183	1 現 年 度 分	183	・ 災害等臨時特例補助金 183
計	325,966	△98,552	227,414			

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

2 地 域 支 援 事 業 支 援 交 付 金	52,741	102	52,843	1 現 年 度 分	102	・ 地域支援事業支援交付金 102 増
----------------------------	--------	-----	--------	-----------	-----	------------------------

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	2,208,472	102	2,208,574			

(款) 5 県支出金

(項) 3 県補助金

1 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	24,417	47	24,464	1 現年度分	47	・介護予防・日常生活支援総合事業交付金	47 増
2 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)	37,853	24	37,877	1 現年度分	24	・介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金	24 増
計	62,270	71	62,341				

(款) 6 財産収入

(項) 1 財産運用収入

1 利子及び配当金	14	16	30	1 利子及び配当金	16	・介護給付費準備基金利子	16 増
計	14	16	30				

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

2 地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	25,674	360	26,034	1 現年度分	360	・介護予防・日常生活支援総合事業繰入金	360 増
3 地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)	40,869	129	40,998	1 現年度分	129	・介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金	129 増
計	1,343,935	489	1,344,424				

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費準備基金繰入金	4,586	39,649	44,235	1 介護給付費準備基金繰入金	39,649	・介護給付費準備基金繰入金 39,649 増
計	4,586	39,649	44,235			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	16 (185,769) (185,785)			16 財産収入		24 積立金	1670 介護保険事務に要する経費	
				16			積立金 (16 増) ・介護給付費準備基金積立金 16 増	
項 計	16 (185,769) (185,785)			16				
款 計	16 (290,092) (290,108)			16				

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

1 居宅介護サービス給付費	0 (2,843,440) (2,843,440)	△104,330 国庫支出金		39,327 繰入金 65,003 保険料 104,330			75 居宅介護サービス給付費に要する経費
		△104,330					財源充当の変更
項 計	0 (7,287,186) (7,287,186)	△104,330		104,330			
款 計	0 (7,984,190) (7,984,190)	△104,330		104,330			

## (款) 3 地域支援事業費

## (項) 1 介護予防生活支援サービス事業費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国県支出金	地方債	その他					
1 介護予防・生活支援サービス事業費	690 (161,202) (161,892)	1,763 国庫支出金 47 県支出金 1,810		360 繰入金 102 諸収入 △1,582 保険料 △1,120		12 委託料	690	75 介護予防・生活支援サービス事業に要する経費  委託料 ・配食サービス委託料	690 増  (690 増) 690 増
項 計	690 (182,722) (183,412)	1,810		△1,120					

## (款) 3 地域支援事業費

## (項) 3 包括的支援事業費・任意事業費

1 総務費	0 (158,378) (158,378)	3,966 国庫支出金 3,966		△3,966 保険料 △3,966				76 地域包括支援センターに要する経費  財源充当の変更	
2 任意事業費	231 (30,586) (30,817)	49 国庫支出金 24 県支出金 73 73		129 繰入金 29 保険料 158 158		12 委託料	231	83 地域自立生活支援に要する経費  (1) 配食サービスに関する経費	231 増  231 増

(款) 3 地域支援事業費

(項) 3 包括的支援事業費・任意事業費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
2 任意事業費							委託料 (231 増) ・ 配食サービス事業委託料 231 増	
項 計	231 (199,663) (199,894)	4,039		△3,808				
款 計	921 (396,259) (397,180)	5,849		△4,928				

(款) 4 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

3 償還金	322 (94,334) (94,656)			322 繰入金				
				322	22 償還金, 利子及び 割引料	322	75 国庫金等返還金	322 増
							償還金, 利子及び割引料 (322 増) ・ 国庫金等返還金 322 増	
項 計	322 (96,544) (96,866)			322				
款 計	322 (137,471) (137,793)			322				
歳出合計	1,259 (8,828,012) (8,829,271)	△98,481		99,740				

議案第24号

令和3年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ47,322千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,939,716千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 入 場 料 収 入		3,407	△1,607	1,800
	1 入 場 料 収 入	3,407	△1,607	1,800
2 車 券 発 売 収 入		1,800,000	△30,383	1,769,617
	1 車 券 発 売 収 入	1,800,000	△30,383	1,769,617
4 財 産 収 入		2	4	6
	1 財 産 運 用 収 入	2	4	6
5 繰 越 金		6,000	29,848	35,848
	1 繰 越 金	6,000	29,848	35,848
6 諸 収 入		177,627	△45,184	132,443
	2 雑 入	1,294	1,139	2,433
	3 受 託 事 業 収 入	176,323	△46,323	130,000
歳 入 合 計		1,987,038	△47,322	1,939,716

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 競 輪 事 業 費		1,972,693	△97,322	1,875,371
	1 総 務 費	11,532	4	11,536
	2 事 業 費	1,961,161	△97,326	1,863,835
3 諸 支 出 金		10,000	50,000	60,000
	1 諸 支 出 金	10,000	50,000	60,000
歳 出 合 計		1,987,038	△47,322	1,939,716



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 入 場 料 収 入	3,407	△1,607	1,800
2 車 券 発 売 収 入	1,800,000	△30,383	1,769,617
4 財 産 収 入	2	4	6
5 繰 越 金	6,000	29,848	35,848
6 諸 収 入	177,627	△45,184	132,443
歳 入 合 計	1,987,038	△47,322	1,939,716

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 競 輪 事 業 費	1,972,693	△97,322	1,875,371			△127,170	29,848
3 諸 支 出 金	10,000	50,000	60,000			50,000	
歳 出 合 計	1,987,038	△47,322	1,939,716			△77,170	29,848

2 歳 入

(款) 1 入場料収入

(項) 1 入場料収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 入 場 料 収 入	3,407	△1,607	1,800	1 入 場 料 収 入	△1,607	・特別観覧席入場料 1,607 減
計	3,407	△1,607	1,800			

(款) 2 車券発売収入

(項) 1 車券発売収入

1 車 券 発 売 収 入	1,800,000	△30,383	1,769,617	1 車 券 発 売 収 入	△30,383	・通常開催車券発売収入 30,383 減
計	1,800,000	△30,383	1,769,617			

(款) 4 財産収入

(項) 1 財産運用収入

1 利 子 及 び 配 当 金	2	4	6	1 利 子 及 び 配 当 金	4	・競輪事業基金利子 4 増
計	2	4	6			

(款) 5 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰 越 金	6,000	29,848	35,848	1 前 年 度 繰 越 金	29,848	・前年度繰越金 29,848 増
計	6,000	29,848	35,848			

(款) 6 諸収入

(項) 2 雑入

1 雑 入	1,294	1,139	2,433	1 雑 入	1,139	・重勝式業務代行協力費 1,139 増
計	1,294	1,139	2,433			

(款) 6 諸収入

(項) 3 受託事業収入

1 競 輪 受 託 事 業 収 入	176,323	△46,323	130,000	1 場 外 発 売 受 託 収 入	△46,323	・場外車券発売事務受託収入 46,323 減
計	176,323	△46,323	130,000			

3 歳 出

(款) 1 競輪事業費

(項) 1 総務費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 総務費	4 ( 11,532) ( 11,536)			4 財産収入 4		24 積立金	470 競輪事務に要する経費 4 増  積立金 ( 4 増) ・ 競輪事業基金積立金 4 増	
項 計	4 ( 11,532) ( 11,536)			4				

(款) 1 競輪事業費

(項) 2 事業費

1 競輪開催費	△97,326 ( 1,961,161) ( 1,863,835)			△127,174 諸収入 △71,244	29,848 396	1 報酬 7 報償費 12 委託料 13 使用料及び賃借料 18 負担金, 補助及び交付金 22 償還金, 利子及び割引料	△10,000 △1,767 △36,670 △11,186 △10,800 △26,903	75 通常競輪事業に要する経費 70,848 減  報償費 ( 1,767 減) ・ 選手賞典費 1,767 減 委託料 ( 31,378 減) ・ 場外車券発売開催委託料 30,578 減 ・ 競輪業務実施委託料 800 減 負担金, 補助及び交付金 ( 10,800 減) ・ 全国競輪施行者協議会分担金 5,000 減 ・ 競輪開催共通経費負担金 5,800 減 償還金, 利子及び割引料 ( 26,903 減) ・ 的中車券払戻金 26,903 減
				△55,930	29,452			77 場外車券発売競輪事業に要する経費 26,478 減

(款) 1 競輪事業費

(項) 2 事業費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 競輪開催費							報酬 (10,000 減) ・会計年度任用職員報酬 10,000 減 委託料 (5,292 減) ・場内テレビ放送委託料 1,200 減 ・統制業務管理委託料 3,000 減 ・場内外清掃委託料 1,092 減 使用料及び賃借料 (11,186 減) ・施設借上料 9,625 減 ・ファン送迎バス借上料 1,561 減	
項計	△97,326 (1,961,161) (1,863,835)			△127,174	29,848			
款計	△97,322 (1,972,693) (1,875,371)			△127,170	29,848			

(款) 3 諸支出金

(項) 1 諸支出金

1 一般会計繰出金	50,000 (10,000) (60,000)			50,000 諸収入				
				50,000	27 繰出金	50,000	75 競輪事業繰出金	50,000 増
							繰出金 (50,000 増) ・競輪事業一般会計繰出金	50,000 増
項計	50,000 (10,000) (60,000)			50,000				

## (款) 3 諸支出金

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
款計	50,000 (10,000) (60,000)			50,000				
歳出合計	△47,322 (1,987,038) (1,939,716)			△77,170	29,848			

給 与 費 明 細 書

一 般 職  
総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(96)	56,000		3,740	59,740	200	59,940	
補 正 後	(96)	46,000		3,740	49,740	200	49,940	
比 較		△ 10,000			△ 10,000		△ 10,000	

※ ( ) 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前						2,600	
	補 正 後						2,600	
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前					700		440
	補 正 後					700		440
比 較								

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前				3,740	3,740		3,740	
補 正 後				3,740	3,740		3,740	
比 較								

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前						2,600	
	補 正 後						2,600	
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前					700		440
	補 正 後					700		440
	比 較							

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(96)	56,000			56,000	200	56,200	
補 正 後	(96)	46,000			46,000	200	46,200	
比 較		△ 10,000			△ 10,000		△ 10,000	

※（ ）内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前							
	補 正 後							
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	
	補 正 前							
	補 正 後							
	比 較							



## 議案第25号

### 令和4年度取手市一般会計予算

令和4年度取手市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39,010,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

## 第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)
款	項	金 額
1 市 税		13,392,717
	1 市 民 税	6,342,698
	2 固 定 資 産 税	5,286,983
	3 軽 自 動 車 税	254,758
	4 市 た ば こ 税	608,038
	5 都 市 計 画 税	900,240
2 地 方 譲 与 税		328,426
	1 自 動 車 重 量 譲 与 税	237,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	80,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	11,426
3 利 子 割 交 付 金		7,000
	1 利 子 割 交 付 金	7,000
4 配 当 割 交 付 金		51,000
	1 配 当 割 交 付 金	51,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		83,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	83,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		140,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	140,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		2,232,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,232,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		47,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	47,000

(単位 千円)

款	項	金額
9 環境性能割交付金		42,000
	1 環境性能割交付金	42,000
10 地方特例交付金		100,000
	1 地方特例交付金	100,000
11 地方交付税		8,020,000
	1 地方交付税	8,020,000
12 交通安全対策特別交付金		14,000
	1 交通安全対策特別交付金	14,000
13 分担金及び負担金		146,425
	1 負担金	146,425
14 使用料及び手数料		297,769
	1 使用料	203,882
	2 手数料	93,887
15 国庫支出金		5,551,622
	1 国庫負担金	5,030,153
	2 国庫補助金	445,769
	3 国庫委託金	75,700
16 県支出金		2,541,618
	1 県負担金	1,795,697
	2 県補助金	524,214
	3 県委託金	221,707
17 財産収入		54,257

(単位 千円)

款	項	金額
	1 財 産 運 用 収 入	51,255
	2 財 産 売 払 収 入	3,002
18 寄 附 金		1,000,182
	1 寄 附 金	1,000,182
19 繰 入 金		1,646,360
	1 特 別 会 計 繰 入 金	7,179
	2 基 金 繰 入 金	1,639,181
20 繰 越 金		500,000
	1 繰 越 金	500,000
21 諸 収 入		794,124
	1 延 滞 金 , 加 算 金 及 び 過 料	40,001
	2 市 預 金 利 子	11
	3 貸 付 金 元 利 収 入	55,571
	4 受 託 事 業 収 入	52,272
	5 収 益 事 業 収 入	20,000
	6 雑 入	626,269
22 市 債		2,020,500
	1 市 債	2,020,500
歳 入	合 計	39,010,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 議 会 費		261,835
	1 議 会 費	261,835
2 総 務 費		6,348,343
	1 総 務 管 理 費	5,499,335
	2 徴 税 費	436,797
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	247,752
	4 選 挙 費	117,801
	5 統 計 調 査 費	18,602
	6 監 査 委 員 費	28,056
3 民 生 費		15,490,256
	1 社 会 福 祉 費	7,315,295
	2 児 童 福 祉 費	5,943,435
	3 生 活 保 護 費	2,231,253
	4 災 害 救 助 費	273
4 衛 生 費		1,749,542
	1 保 健 衛 生 費	1,149,963
	2 清 掃 費	598,187
	3 上 水 道 費	1,392
5 農 林 水 産 業 費		269,559
	1 農 業 費	269,559
6 商 工 費		353,976
	1 商 工 費	353,976

(単位 千円)

款	項	金額
7 土 木 費		4,775,855
	1 土 木 管 理 費	134,093
	2 道 路 橋 り よ う 費	993,755
	3 都 市 計 画 費	3,576,823
	4 住 宅 費	71,184
8 消 防 費		1,818,721
	1 消 防 費	1,818,721
9 教 育 費		3,564,708
	1 教 育 総 務 費	762,860
	2 小 学 校 費	826,956
	3 中 学 校 費	438,586
	4 幼 稚 園 費	40,529
	5 社 会 教 育 費	1,006,652
	6 保 健 体 育 費	489,125
10 災 害 復 旧 費		5
	1 厚 生 施 設 災 害 復 旧 費	1
	2 農 林 業 施 設 災 害 復 旧 費	1
	3 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1
	4 文 教 施 設 災 害 復 旧 費	1
	5 その他公共施設, 公用施設災害復旧費	1
11 公 債 費		4,327,190
	1 公 債 費	4,327,190

(単位 千円)

款	項	金額
12 諸 支 出 金		10
	1 土 地 開 発 基 金 費	10
13 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		39,010,000

## 第 2 表 継 続 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
7 土 木 費	3 都 市 計 画 費	取手駅構内ホームドア整備事業 補助金	120,000	令和4年度	0
				令和5年度	120,000



### 第 3 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
公用車リース料 (令和 4 年度)	令和 4 年度から令和 13 年度まで	37,500
事務用機器使用料 (令和 4 年度)	令和 4 年度から令和 5 年度まで	10
事務用ノートパソコン使用料 (令和 4 年度)	令和 4 年度から令和 9 年度まで	50,930
オンライン会議ソフトライセンス使用料	令和 4 年度から令和 5 年度まで	0
情報システムセキュリティ 強靱化機器使用料・保守委託料	令和 4 年度から令和 5 年度まで	110
固定資産税不動産鑑定及び時点修正業務委託	令和 4 年度から令和 7 年度まで	9,030
教育・保育給付費等クラウドシステム使用料	令和 4 年度から令和 8 年度まで	7,440
教育・校務用パソコン使用料	令和 4 年度から令和 5 年度まで	960
教育センターシステムクラウド使用料	令和 4 年度から令和 9 年度まで	331,440
藤代スポーツセンタートラクター任意保険料	令和 4 年度から令和 5 年度まで	0

## 第 4 表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
分 煙 施 設 整 備 事 業	15,000	普通貸借	3.0%以内	30年以内
災 害 関 連 事 業 ( 地 盤 沈 下 対 策 分 )	900			
土 地 改 良 事 業	12,100			
市 道 整 備 事 業	193,700			
都 市 排 水 路 整 備 事 業	76,800			
都 市 公 園 整 備 事 業	27,600			
市 民 緑 地 整 備 事 業	48,700			
消 防 防 災 設 備 整 備 事 業	100,100			
公 民 館 施 設 整 備 事 業	13,500			
合 併 特 例 債	610,700			
緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業	5,300	又 は  証 券 発 行	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
公 共 施 設 等 除 却 債	22,500			
脱 炭 素 化 事 業	16,200			
緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業	27,400			
臨 時 財 政 対 策 債	850,000			

## 議案第26号

### 令和4年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算

令和4年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ833,179千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)	
款	項	金	額
1 使用料及び手数料			10
	1 使用料		10
2 国庫支出金			85,800
	1 国庫補助金		85,800
3 県支出金			33,745
	1 県補助金		33,745
4 繰入金			646,614
	1 他会計繰入金		646,614
5 繰越金			1,100
	1 繰越金		1,100
6 諸収入			110
	1 市預金利子		10
	2 雑収入		100
7 市債			65,800
	1 市債		65,800
歳 入	合 計		833,179

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 事業費		427,582
	1 審議会費	139
	2 総務費	122,488
	3 事業費	304,955
2 公債費		405,097
	1 公債費	405,097
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		833,179

## 第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
取手駅北土地区画 整理事業債	65,800	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内  政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

## 議案第27号

### 令和4年度取手市国民健康保険事業特別会計予算

令和4年度取手市国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,258,613千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)	
款	項	金	額
1 国 民 健 康 保 険 税			2,019,194
	1 国 民 健 康 保 険 税		2,019,194
2 使 用 料 及 び 手 数 料			1,500
	1 手 数 料		1,500
3 国 庫 支 出 金			1
	1 国 庫 補 助 金		1
4 県 支 出 金			7,188,517
	1 県 補 助 金		7,188,517
5 財 産 収 入			46
	1 財 産 運 用 収 入		46
6 繰 入 金			966,282
	1 他 会 計 繰 入 金		603,952
	2 基 金 繰 入 金		362,330
7 繰 越 金			40,000
	1 繰 越 金		40,000
8 諸 収 入			43,073
	1 延 滞 金 , 加 算 金 及 び 過 料		30,000
	2 預 金 利 子		1
	3 雑 入		13,072
歳 入	合 計		10,258,613



歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		242,993
	1 総務管理費	176,015
	2 徴税費	65,384
	3 運営協議会費	433
	4 趣旨普及費	1,161
2 保険給付費		7,366,766
	1 療養諸費	6,455,073
	2 高額療養費	874,410
	3 移送費	170
	4 出産育児諸費	25,213
	5 葬祭諸費	11,000
	6 傷病手当諸費	900
3 国民健康保険事業費納付金		2,224,766
	1 国民健康保険事業費納付金	2,224,766
4 共同事業拠出金		10
	1 共同事業拠出金	10
5 保健事業費		244,114
	1 特定健康診査等事業費	139,510
	2 保健事業費	104,604
6 基金積立金		160,740
	1 基金積立金	160,740
7 諸支出金		14,224

(単位 千円)

款	項	金額
	1 償還金及び還付加算金	14,223
	2 繰出金	1
8 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳出	合計	10,258,613

## 第 2 表 債務負担行為

(単位 千円)

事項	期間	限度額
特定保健指導業務委託（令和4年度）	令和4年度から令和5年度まで	特定保健指導業務委託に係る1人当たりの単価に保健指導実施人数を乗じて得た額のうち、令和5年度の支出額

議案第28号

令和4年度取手市後期高齢者医療特別会計予算

令和4年度取手市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,362,351千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)	
款	項	金	額
1 後 期 高 齡 者 医 療 保 険 料			1,631,176
	1 後 期 高 齡 者 医 療 保 険 料		1,631,176
2 使 用 料 及 び 手 数 料			245
	1 手 数 料		245
3 繰 入 金			1,727,721
	1 一 般 会 計 繰 入 金		1,727,721
4 繰 越 金			600
	1 繰 越 金		600
5 諸 収 入			2,609
	1 延 滞 金 , 加 算 金 及 び 過 料		2
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金		2,600
	3 預 金 利 子		1
	4 雑 入		6
歳 入 合 計			3,362,351

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		221, 112
	1 総 務 管 理 費	216, 975
	2 徴 収 費	4, 137
2 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		3, 138, 039
	1 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	3, 138, 039
3 諸 支 出 金		2, 700
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	2, 600
	2 繰 出 金	100
4 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出 合 計		3, 362, 351

議案第29号

令和4年度取手市介護保険特別会計予算

令和4年度取手市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,683,603千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
1 介 護 保 險 料			2,085,423
	1 介 護 保 險 料		2,085,423
2 使 用 料 及 び 手 数 料			259
	1 手 数 料		259
3 国 庫 支 出 金			1,703,646
	1 国 庫 負 担 金		1,425,314
	2 国 庫 補 助 金		278,332
4 支 払 基 金 交 付 金			2,206,865
	1 支 払 基 金 交 付 金		2,206,865
5 県 支 出 金			1,233,590
	1 県 負 担 金		1,165,984
	2 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金		1
	3 県 補 助 金		67,605
6 財 産 収 入			17
	1 財 産 運 用 収 入		17
7 繰 入 金			1,425,621
	1 一 般 会 計 繰 入 金		1,355,621
	2 基 金 繰 入 金		70,000
8 繰 越 金			25,000
	1 繰 越 金		25,000
9 諸 収 入			3,182
	1 延 滞 金 , 加 算 金 及 び 過 料		84

(単位 千円)

款	項	金額
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	3,097
歳 入	合 計	8,683,603



歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		184,571
	1 総 務 管 理 費	77,278
	2 徴 収 費	39,376
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	67,917
2 保 険 給 付 費		7,973,233
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	7,283,700
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	177,233
	3 そ の 他 の 諸 費	7,513
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	218,729
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	34,296
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	251,762
3 地 域 支 援 事 業 費		426,211
	1 介 護 予 防 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	188,317
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	12,929
	3 包 括 的 支 援 事 業 費 ・ 任 意 事 業 費	224,301
	4 そ の 他 の 諸 費	664
4 諸 支 出 金		79,588
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	72,510
	2 繰 出 金	7,078
5 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		8,683,603

議案第30号

令和4年度取手市競輪事業特別会計予算

令和4年度取手市競輪事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,177,176千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

令和4年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)	
款	項	金	額
1 入 場 料 収 入			3,407
	1 入 場 料 収 入		3,407
2 車 券 発 売 収 入			2,000,000
	1 車 券 発 売 収 入		2,000,000
3 車 券 発 売 副 収 入			2
	1 車 券 発 売 副 収 入		2
4 財 産 収 入			3
	1 財 産 運 用 収 入		3
5 繰 越 金			6,000
	1 繰 越 金		6,000
6 諸 収 入			167,764
	1 預 金 利 子		10
	2 雑 入		994
	3 受 託 事 業 収 入		166,760
歳 入	合 計		2,177,176

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 競 輪 事 業 費		2,152,831
	1 総 務 費	1,483
	2 事 業 費	2,151,348
2 公 債 費		165
	1 公 債 費	165
3 諸 支 出 金		20,000
	1 諸 支 出 金	20,000
4 予 備 費		4,180
	1 予 備 費	4,180
歳 出 合 計		2,177,176

議案第31号

令和4年度取手地方公平委員会特別会計予算

令和4年度取手地方公平委員会特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ742千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 負 担 金		294
	1 負 担 金	294
2 繰 越 金		447
	1 繰 越 金	447
3 諸 収 入		1
	1 預 金 利 子	1
歳 入	合 計	742

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総 務 費		712
	1 総 務 費	712
2 予 備 費		30
	1 予 備 費	30
歳 出	合 計	742

議案第32号

令和4年度取手市一般会計補正予算（第1号）

令和4年度取手市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250,966千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,260,966千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		5,551,622	247,802	5,799,424
	1 国庫負担金	5,030,153	126,894	5,157,047
	2 国庫補助金	445,769	120,908	566,677
16 県支出金		2,541,618	2,904	2,544,522
	2 県補助金	524,214	2,904	527,118
21 諸収入		794,124	260	794,384
	6 雑入	626,269	260	626,529
歳入合計		39,010,000	250,966	39,260,966

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		1,749,542	250,966	2,000,508
	1 保健衛生費	1,149,963	250,966	1,400,929
歳出合計		39,010,000	250,966	39,260,966



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	5,551,622	247,802	5,799,424
16 県支出金	2,541,618	2,904	2,544,522
21 諸収入	794,124	260	794,384
歳入合計	39,010,000	250,966	39,260,966

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 衛生費	1,749,542	250,966	2,000,508	250,706		260	
歳出合計	39,010,000	250,966	39,260,966	250,706		260	

2 歳 入  
 (款) 15 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 衛生費国庫負担金	1,463	126,894	128,357	3 予 防 費 負 担 金	126,894	・新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 126,654 ・新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金 240
計	5,030,153	126,894	5,157,047			

(款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

3 衛生費国庫補助金	32,314	120,908	153,222	2 予 防 費 補 助 金	120,908	・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 120,908
計	445,769	120,908	566,677			

(款) 16 県支出金 (項) 2 県補助金

3 衛生費県補助金	9,509	2,904	12,413	5 予 防 費 補 助 金	2,904	・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分) 2,904
計	524,214	2,904	527,118			

(款) 21 諸収入 (項) 6 雑入

5 雑 入	199,263	260	199,523	6 衛 生 費 雑 入	260	・雇用保険料本人負担分 33 増 ・他市町村コロナワクチン接種費等 227
計	626,269	260	626,529			

3 歳 出

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
2 予 防 費	250,966 (376,834) (627,800)	247,802		260				
		国庫支出金		諸収入				
		2,904						
		県支出金						
		250,706		260		1 報 酬	10,260	20 予防接種に要する経費 250,966 増
						3 職員手当等	4,012	
		250,706		260		4 共 済 費	1,784	(2) 新型コロナウイルスワクチン接種に関する経費 250,966
						7 報 償 費	115	
						8 旅 費	756	報酬 ( 10,260 )
						1 費用弁償	756	・会計年度任用職員報酬 10,260
						10 需用費	3,165	職員手当等 ( 4,012 )
						1 消耗品費	3,113	時間外勤務手当 4,012
						3 食糧費	52	共済費 ( 1,784 )
						11 役 務 費	989	雇用保険料 100
						1 通信運搬費	89	厚生年金保険料 1,008
						4 手数料	900	子ども・子育て拠出金 40
						12 委 託 料	210,823	健康保険料負担金 636
						13 使用料及び賃借料	2,418	報償費 ( 115 )
				18 負担金, 補助及び交付金	16,644	・予防接種健康被害調査委員会謝礼 115		
						旅費 ( 756 )		
						費用弁償 756		
						需用費 ( 3,165 )		
						消耗品費 3,113		
						食糧費 52		
						役務費 ( 989 )		
						通信運搬費 89		
						手数料 900		
						委託料 ( 210,823 )		
						・新型コロナウイルスワクチン接種予約		
						システムサポート管理委託料 2,640		

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
2 予防費							<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予防接種委託料 109,603</li> <li>・ 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保 事業従事者派遣委託料 6,923</li> <li>・ コールセンター業務委託料 67,287</li> <li>・ ワクチン移送委託料 3,300</li> <li>・ 接種会場設営委託料 1,032</li> <li>・ 新型コロナウイルスワクチン接種医療廃棄物 収集運搬処理業務委託料 200</li> <li>・ 集団・巡回予防接種委託料 17,078</li> <li>・ 交通整理業務委託料 2,661</li> <li>・ クラウド通訳業務委託料 99</li> <li>使用料及び賃借料 ( 2,418 )</li> <li>・ 複合機使用料 2,418</li> <li>負担金、補助及び交付金 ( 16,644 )</li> <li>・ 新型コロナウイルスワクチン接種施設協力金 13,500</li> <li>・ 時間外休日集団接種医療従事者派遣協力金 2,904</li> <li>・ 新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金 240</li> </ul>	
項計	250,966 ( 1,149,963 ) ( 1,400,929 )	250,706		260				
款計	250,966 ( 1,749,542 ) ( 2,000,508 )	250,706		260				
歳出合計	250,966 ( 39,010,000 ) ( 39,260,966 )	250,706		260				

給 与 費 明 細 書

一 般 職  
(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	( 863 ) 739	866,096	2,913,381	2,670,087	6,449,564	1,087,388	7,536,952	
補 正 後	( 863 ) 739	876,356	2,913,381	2,674,099	6,463,836	1,089,172	7,553,008	
比 較		10,260		4,012	14,272	1,784	16,056	

※ ( ) 内は、再任用職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	72,700	54,800	45,300	110,800	9,580	202,610	38,400
	補 正 後	72,700	54,800	45,300	110,800	9,580	206,622	38,400
	比 較						4,012	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	695,343	531,678	543,433	310,462	41,476	11,847	1,658
	補 正 後	695,343	531,678	543,433	310,462	41,476	11,847	1,658
	比 較							

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	( 85 ) 739		2,913,381	2,610,009	5,523,390	999,901	6,523,291	
補 正 後	( 85 ) 739		2,913,381	2,614,021	5,527,402	999,901	6,527,303	
比 較				4,012	4,012		4,012	

※ ( ) 内は、再任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	72,700	54,800	45,300	110,800	9,580	202,610	38,400
	補 正 後	72,700	54,800	45,300	110,800	9,580	206,622	38,400
	比 較						4,012	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	635,265	531,678	543,433	310,462	41,476	11,847	1,658
	補 正 後	635,265	531,678	543,433	310,462	41,476	11,847	1,658
	比 較							

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	( 778 )	866,096		60,078	926,174	87,487	1,013,661	
補 正 後	( 778 )	876,356		60,078	936,434	89,271	1,025,705	
比 較		10,260			10,260	1,784	12,044	

※ ( ) 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前							
	補 正 後							
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	60,078						
	補 正 後	60,078						
	比 較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考	
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当	4,012	制度改正に伴う増減分	扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童	千円 期末 勤勉 退・手・負 地域 休日 夜間 管理職特勤	千円
		その他の増減分	4,012	扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童	千円 期末 勤勉 退・手・負 地域 休日 夜間 管理職特勤



議案第 33 号

令和 3 年度取手市一般会計補正予算（第 19 号）

令和 3 年度取手市一般会計補正予算（第 19 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 144,873 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 45,906,389 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第 2 条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 4 年 2 月 28 日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		10,487,935	△175,867	10,312,068
	1 国庫負担金	5,798,274	△54,591	5,743,683
	2 国庫補助金	4,619,737	△121,276	4,498,461
16 県支出金		2,769,228	3,087	2,772,315
	2 県補助金	633,987	3,087	637,074
19 繰入金		842,409	24,000	866,409
	2 基金繰入金	739,795	24,000	763,795
21 諸収入		872,156	3,907	876,063
	6 雑入	668,185	3,907	672,092
歳入合計		46,051,262	△144,873	45,906,389

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		8,014,760	148,624	8,163,384
	1 総務管理費	7,172,300	148,624	7,320,924
3 民生費		18,781,003	96,000	18,877,003
	3 生活保護費	2,233,041	96,000	2,329,041
4 衛生費		2,878,671	△389,497	2,489,174
	1 保健衛生費	2,311,249	△389,497	1,921,752
歳出合計		46,051,262	△144,873	45,906,389

## 第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	子育て世帯への臨時特別給付事業	4, 710

(変更)

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金給付事業	132, 966	住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金給付事業	551, 866

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	10,487,935	△175,867	10,312,068
16 県支出金	2,769,228	3,087	2,772,315
19 繰入金	842,409	24,000	866,409
21 諸収入	872,156	3,907	876,063
歳入合計	46,051,262	△144,873	45,906,389

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	8,014,760	148,624	8,163,384				148,624
3 民生費	18,781,003	96,000	18,877,003	72,000			24,000
4 衛生費	2,878,671	△389,497	2,489,174	△393,404		3,907	
歳出合計	46,051,262	△144,873	45,906,389	△321,404		3,907	172,624

## 2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民生費国庫負担金	5,167,227	72,000	5,239,227	5 生活保護費負担金	72,000	・生活保護費負担金 72,000 増
2 衛生費国庫負担金	629,896	△126,591	503,305	3 予 防 費 負 担 金	△126,591	・新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 126,654 減 ・新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金 63
計	5,798,274	△54,591	5,743,683			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

3 衛生費国庫補助金	705,886	△121,276	584,610	2 予 防 費 補 助 金	△121,276	・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 121,276 減
計	4,619,737	△121,276	4,498,461			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

3 衛生費県補助金	25,755	3,087	28,842	5 予 防 費 補 助 金	3,087	・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分) 3,087 増
計	633,987	3,087	637,074			

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	0	24,000	24,000	1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	24,000	・財政調整基金繰入金 24,000 増
計	739,795	24,000	763,795			

(款) 21 諸収入

(項) 6 雑入

5 雑 入	196,490	3,907	200,397	6 衛 生 費 雑 入	3,907	・他市町村コロナワクチン接種費等 3,907
計	668,185	3,907	672,092			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
15 諸 費	148,624 (1,462,844) (1,611,468)				148,624			
					148,624	22 償還金, 利子及び割引料	33 過年度国庫支出金等過誤納返還金 148,624 増	
							償還金, 利子及び割引料 (148,624 増) ・ 過年度国県支出金等過誤納返還金 148,624 増	
項 計	148,624 (7,172,300) (7,320,924)				148,624			
款 計	148,624 (8,014,760) (8,163,384)				148,624			

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

2 扶 助 費	96,000 (2,111,000) (2,207,000)	72,000 国庫支出金			24,000		
		72,000			24,000	19 扶 助 費	96,000 20 生活保護に要する経費 96,000 増
							扶助費 (96,000 増) ・ 医療扶助 96,000 増
項 計	96,000 (2,233,041) (2,329,041)	72,000			24,000		
款 計	96,000 (18,781,003) (18,877,003)	72,000			24,000		

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			区分	金額		
		国県支出金	地方債	その他				一般財源
2 予防費	△389,497 (1,563,921) (1,174,424)	△396,491		3,907				
		国庫支出金		諸収入				
		3,087						
		県支出金						
		△393,404		3,907		3 職員手当等	△15,500	20 予防接種に要する経費 389,497 減
						10 需用費	68	
		△393,404		3,907		1 消耗品費	68	(2) 新型コロナウイルスワクチン接種に関する経費 389,497 減
						11 役務費	168	職員手当等 (15,500 減)
						1 通信運搬費	168	時間外勤務手当 15,500 減
						12 委託料	△372,232	需用費 (68 増)
				13 使用料及び賃借料	△5,151	消耗品費 68 増		
				18 負担金, 補助及び交付金	3,150	役務費 (168 増)		
						通信運搬費 168 増		
						委託料 (372,232 減)		
						・予防接種委託料 63,327 減		
						・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業従事者派遣委託料 30,272 減		
						・新型コロナウイルスワクチン接種券作成委託料 508 減		
						・コールセンター業務委託料 24,730 減		
						・ワクチン移送委託料 2,669 減		
						・接種会場設営委託料 9,691 減		
						・接種会場設置運営管理委託料 181,549 減		
						・集団・巡回予防接種委託料 59,420 減		
						・クラウド通訳業務委託料 66 減		
						使用料及び賃借料 (5,151 減)		
						・接種会場借上料 5,151 減		
						負担金, 補助及び交付金 (3,150 増)		
						・時間外休日集団接種医療従事者派遣協力金 3,087 増		

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
2 予防費							・新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金 63	
項計	△389,497 (2,311,249) (1,921,752)	△393,404		3,907				
款計	△389,497 (2,878,671) (2,489,174)	△393,404		3,907				
歳出合計	△144,873 (46,051,262) (45,906,389)	△321,404		3,907	172,624			



給 与 費 明 細 書

一 般 職  
(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	( 920 ) 732	894,624	2,878,978	2,630,128	6,403,730	1,079,405	7,483,135	
補 正 後	( 920 ) 732	894,624	2,878,978	2,614,628	6,388,230	1,079,405	7,467,635	
比 較				△ 15,500	△ 15,500		△ 15,500	

※ ( ) 内は、再任用職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	74,400	55,500	43,600	112,300	9,580	240,318	38,400
	補 正 後	74,400	55,500	43,600	112,300	9,580	224,818	38,400
	比 較						△ 15,500	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	743,214	521,100	432,800	311,200	36,008	10,247	1,461
	補 正 後	743,214	521,100	432,800	311,200	36,008	10,247	1,461
	比 較							

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	( 94 ) 732		2,878,978	2,596,614	5,475,592	993,701	6,469,293	
補 正 後	( 94 ) 732		2,878,978	2,581,114	5,460,092	993,701	6,453,793	
比 較				△ 15,500	△ 15,500		△ 15,500	

※ ( ) 内は、再任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	74,400	55,500	43,600	112,300	9,580	240,318	38,400
	補 正 後	74,400	55,500	43,600	112,300	9,580	224,818	38,400
	比 較						△ 15,500	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	709,700	521,100	432,800	311,200	36,008	10,247	1,461
	補 正 後	709,700	521,100	432,800	311,200	36,008	10,247	1,461
	比 較							

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	( 826 )	894,624		33,514	928,138	85,704	1,013,842	
補 正 後	( 826 )	894,624		33,514	928,138	85,704	1,013,842	
比 較								

※ ( ) 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前							
	補 正 後							
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	33,514						
	補 正 後	33,514						
	比 較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考	
給 料		給与改定に伴う増減分				
		昇給に伴う増加分				
		その他の増減分				
職員手当	△ 15,500	制度改正に伴う増減分		扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童	千円 期末 勤勉 退・手・負 地域 休日 夜間 管理職特勤	千円
		その他の増減分	△ 15,500	扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童	千円 期末 勤勉 退・手・負 地域 休日 夜間 管理職特勤	千円

議案第34号

令和4年度取手市一般会計補正予算（第2号）

令和4年度取手市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,450千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,262,416千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月23日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		1,646,360	1,450	1,647,810
	2 基金繰入金	1,639,181	1,450	1,640,631
歳入合計		39,260,966	1,450	39,262,416

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		15,490,256	1,450	15,491,706
	1 社会福祉費	7,315,295	1,450	7,316,745
歳出合計		39,260,966	1,450	39,262,416

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
19 繰入金	1,646,360	1,450	1,647,810
歳入合計	39,260,966	1,450	39,262,416

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	15,490,256	1,450	15,491,706				1,450
歳出合計	39,260,966	1,450	39,262,416				1,450

2 歳 入  
(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	500,000	1,450	501,450	1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	1,450	・財政調整基金繰入金 1,450 増
計	1,639,181	1,450	1,640,631			

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補 正 額 (補正前の額) ( 計 )	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
3 老 人 福 祉 費	1,450 ( 3,283,788) ( 3,285,238)				1,450	12 委 託 料 1,450	28 福祉施設の管理運営に要する経費 1,450 増  (2) かたらいの郷管理運営に関する経費 1,450 増  委託料 ( 1,450 増) ・かたらいの郷指定管理料 1,450 増	
				1,450				
				1,450				
項 計	1,450 ( 7,315,295) ( 7,316,745)				1,450			
款 計	1,450 ( 15,490,256) ( 15,491,706)				1,450			
歳出合計	1,450 ( 39,260,966) ( 39,262,416)				1,450			

同意案第1号

取手市農業委員会委員の選任に関する同意について

取手市農業委員会委員に下記の者を引き続き選任したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏 名 倉 持 光 男

生年月日 昭和24年9月4日

住 所 取手市中内209番地

令和4年2月28日提出

取手市長 藤 井 信 吾



## 応募及び推薦の概要

氏名 倉持光男(くらもちみつお)  
生年月日 昭和24年9月4日(72歳)  
現住所 取手市中内209番地  
区分 推薦

## 農業の状況

- ・耕作面積 田 1.1ヘクタール 畑 0.2ヘクタール  
合計1.3ヘクタール
- ・主な作物 水稻
- ・認定農業者の有無 認定農業者でない

## 主な経歴

- ・取手市農業委員会委員(11期目)
- ・茨城県みなみ農業共済組合理事
- ・元取手市議会議員

同意案第 2 号

取手市農業委員会委員の選任に関する同意について

取手市農業委員会委員に下記の者を引き続き選任したいので，農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき，議会の同意を求める。

記

氏 名 塚 本 晃

生年月日 昭和 2 1 年 1 0 月 4 日

住 所 取手市小文間 5 2 2 4 番地

令和 4 年 2 月 2 8 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

## 応募及び推薦の概要

氏名 塚本 晃 (つかもと あきら)  
生年月日 昭和21年10月4日 (75歳)  
現住所 取手市小文間5224番地  
区分 推薦

## 農業の状況

- ・耕作面積 田 2.8ヘクタール 畑 0.8ヘクタール  
合計3.6ヘクタール
- ・主な作物 水稻及び露地野菜
- ・認定農業者の有無 認定農業者である

## 主な経歴

- ・取手市農業委員会委員 (7期目)
- ・元取手市緑の審議会委員
- ・元取手市青少年相談員

同意案第 3 号

取手市農業委員会委員の選任に関する同意について

取手市農業委員会委員に下記の者を引き続き選任したいので，農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき，議会の同意を求める。

記

氏 名 海老原 丈夫

生年月日 昭和 2 8 年 1 月 2 8 日

住 所 取手市稲 1 0 2 6 番地

令和 4 年 2 月 2 8 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

## 応募及び推薦の概要

氏名 海老原 丈夫 (えびはら たけお)  
生年月日 昭和28年1月28日 (69歳)  
現住所 取手市稲1026番地  
区分 推薦

## 農業の状況

- ・耕作面積 畑 0.6ヘクタール
- ・主な作物 露地野菜
- ・認定農業者の有無 認定農業者でない

## 主な経歴

- ・取手市農業委員会委員 (5期目)
- ・元茨城みなみ農業協同組合理事
- ・元地方公務員

同意案第4号

取手市農業委員会委員の選任に関する同意について

取手市農業委員会委員に下記の者を引き続き選任したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏 名 吉 川 道 雄

生年月日 昭和24年5月26日

住 所 取手市清水292番地1

令和4年2月28日提出

取手市長 藤 井 信 吾

## 応募及び推薦の概要

氏名 吉川道雄（よしかわ みちお）  
生年月日 昭和24年5月26日（72歳）  
現住所 取手市清水292番地1  
区分 推薦

## 農業の状況

- ・耕作面積 田 1.9ヘクタール 畑 0.5ヘクタール  
合計2.4ヘクタール
- ・主な作物 水稻
- ・認定農業者の有無 認定農業者である

## 主な経歴

- ・取手市農業委員会委員（5期目）
- ・岡堰土地改良区理事
- ・元取手市まち・ひと・しごと創生会議委員

同意案第5号

取手市農業委員会委員の選任に関する同意について

取手市農業委員会委員に下記の者を引き続き選任したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏 名 櫻 井 光 希

生年月日 昭和21年3月29日

住 所 取手市桑原1820番地

令和4年2月28日提出

取手市長 藤 井 信 吾



## 応募及び推薦の概要

氏名 櫻井光希(さくらい こうき)  
生年月日 昭和21年3月29日(75歳)  
現住所 取手市桑原1820番地  
区分 推薦

## 農業の状況

- ・耕作面積 田 2.3ヘクタール 畑 0.8ヘクタール  
合計3.1ヘクタール
- ・主な作物 水稻
- ・認定農業者の有無 認定農業者である

## 主な経歴

- ・取手市農業委員会委員(3期目)
- ・茨城みなみ農業協同組合理事

同意案第6号

取手市農業委員会委員の選任に関する同意について

取手市農業委員会委員に下記の者を引き続き選任したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏 名 天 津 一 夫

生年月日 昭和27年2月24日

住 所 取手市青柳1271番地

令和4年2月28日提出

取手市長 藤 井 信 吾

## 応募及び推薦の概要

氏名 天津 一夫 (あまつ かずお)  
生年月日 昭和27年2月24日 (70歳)  
現住所 取手市青柳1271番地  
区分 推薦

## 農業の状況

- ・耕作面積 田 2.2ヘクタール 畑 0.2ヘクタール  
合計2.4ヘクタール
- ・主な作物 水稻及び露地野菜
- ・認定農業者の有無 認定農業者である

## 主な経歴

- ・取手市農業委員会委員 (3期目)
- ・元岡堰土地改良区総代
- ・元地方公務員

同意案第7号

取手市農業委員会委員の選任に関する同意について

取手市農業委員会委員に下記の者を引き続き選任したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏 名 牧 野 一 江

生年月日 昭和21年8月26日

住 所 取手市新取手五丁目6番1号

令和4年2月28日提出

取手市長 藤 井 信 吾

## 応募及び推薦の概要

氏名	牧野 一江 (まきの かずえ)
生年月日	昭和21年8月26日 (75歳)
現住所	取手市新取手五丁目6番1号
区分	推薦

## 農業の状況

- ・耕作面積 なし

## 主な経歴

- ・取手市農業委員会委員 (2期目)
- ・取手市食生活改善推進協議会顧問

同意案第8号

取手市農業委員会委員の選任に関する同意について

取手市農業委員会委員に下記の者を引き続き選任したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏 名 天 津 幹 男

生年月日 昭和24年2月16日

住 所 取手市岡964番地

令和4年2月28日提出

取手市長 藤 井 信 吾

## 応募及び推薦の概要

氏名 天津 幹 男 (あまつ みきお)  
生年月日 昭和24年2月16日 (73歳)  
現住所 取手市岡964番地  
区分 推薦

## 農業の状況

- ・耕作面積 田 1.4ヘクタール 畑 1.0ヘクタール  
合計2.4ヘクタール
- ・主な作物 水稻
- ・認定農業者の有無 認定農業者である

## 主な経歴

- ・取手市農業委員会委員 (2期目)
- ・元岡堰土地改良区総代

同意案第9号

取手市農業委員会委員の選任に関する同意について

取手市農業委員会委員に下記の者を引き続き選任したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏 名 櫻 井 静 枝

生年月日 昭和23年12月15日

住 所 取手市桑原458番地

令和4年2月28日提出

取手市長 藤 井 信 吾



## 応募及び推薦の概要

氏 名 櫻 井 静 枝 (さくらい しずえ)  
生年月日 昭和23年12月15日 (73歳)  
現住所 取手市桑原458番地  
区 分 推薦

## 農 業 の 状 況

- ・耕作面積 田 3.9ヘクタール 畑 0.4ヘクタール  
合計4.3ヘクタール
- ・主な作物 水稻
- ・認定農業者の有無 認定農業者である

## 主 な 経 歴

- ・取手市農業委員会委員 (2期目)
- ・元取手市市政協力員
- ・元地方公務員

同意案第10号

取手市農業委員会委員の選任に関する同意について

取手市農業委員会委員に下記の者を引き続き選任したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏 名 小 磯 俊 明

生年月日 昭和38年5月28日

住 所 取手市中田953番地

令和4年2月28日提出

取手市長 藤 井 信 吾

## 応募及び推薦の概要

氏名 小磯俊明（こいそとしあき）  
生年月日 昭和38年5月28日（58歳）  
現住所 取手市中田953番地  
区分 推薦

## 農業の状況

- ・耕作面積 田 4.0ヘクタール 畑 0.1ヘクタール  
合計4.1ヘクタール
- ・主な作物 水稻
- ・認定農業者の有無 認定農業者である

## 主な経歴

- ・取手市農業委員会委員（1期目）
- ・茨城みなみ農業協同組合総代
- ・取手市青少年相談員
- ・取手ライオンズクラブ会員

同意案第11号

取手市農業委員会委員の選任に関する同意について

取手市農業委員会委員に下記の者を選任したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏 名 山 崎 守

生年月日 昭和29年9月2日

住 所 取手市平野142番地1

令和4年2月28日提出

取手市長 藤 井 信 吾

## 応募及び推薦の概要

氏名 山崎 守 (やまざき まもる)  
生年月日 昭和29年9月2日 (67歳)  
現住所 取手市平野142番地1  
区分 推薦

## 農業の状況

- ・耕作面積 田 1.8ヘクタール 畑 0.4ヘクタール  
合計2.2ヘクタール
- ・主な作物 水稻及び露地野菜
- ・認定農業者の有無 認定農業者でない

## 主な経歴

- ・岡堰土地改良区総代
- ・元茨城みなみ農業協同組合総代

同意案第12号

取手市農業委員会委員の選任に関する同意について

取手市農業委員会委員に下記の者を選任したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏 名 平 澤 宏 修

生年月日 昭和31年11月30日

住 所 取手市市之代506番地

令和4年2月28日提出

取手市長 藤 井 信 吾

## 応募及び推薦の概要

氏名 平澤宏修 (ひらさわ ひろのぶ)  
生年月日 昭和31年11月30日 (65歳)  
現住所 取手市市之代506番地  
区分 推薦

## 農業の状況

- ・耕作面積 田 0.3ヘクタール 畑 0.6ヘクタール  
合計0.9ヘクタール
- ・主な作物 水稻
- ・認定農業者の有無 認定農業者である

## 主な経歴

- ・元市之代副区長

同意案第13号

取手市農業委員会委員の選任に関する同意について

取手市農業委員会委員に下記の者を選任したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏 名 野 口 哲

生年月日 昭和32年4月18日

住 所 取手市押切120番地

令和4年2月28日提出

取手市長 藤 井 信 吾



## 応募及び推薦の概要

氏名	野口 哲 (のぐち さとし)
生年月日	昭和32年4月18日 (64歳)
現住所	取手市押切120番地
区分	推薦

## 農業の状況

- ・耕作面積 田 3.8ヘクタール 畑 0.5ヘクタール  
合計4.3ヘクタール
- ・主な作物 水稻
- ・認定農業者の有無 認定農業者である

## 主な経歴

- ・岡堰土地改良区理事

同意案第14号

取手市農業委員会委員の選任に関する同意について

取手市農業委員会委員に下記の者を選任したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏 名 根 本 幹 夫

生年月日 昭和54年6月24日

住 所 取手市下萱場271番地

令和4年2月28日提出

取手市長 藤 井 信 吾

## 応募及び推薦の概要

氏名 根本幹夫 (ねもと みきお)  
生年月日 昭和54年6月24日 (42歳)  
現住所 取手市下萱場271番地  
区分 推薦

## 農業の状況

- ・耕作面積 田 7.7ヘクタール 畑 0.1ヘクタール  
合計7.8ヘクタール
- ・主な作物 水稻
- ・認定農業者の有無 認定農業者である

## 主な経歴

- ・元会社員
- ・専業農家

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員として、成松 文子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求める。

記

氏 名 成 松 文 子

生年月日 昭和24年10月4日

住 所 取手市寺田4699番地11

令和4年2月28日提出

取手市長 藤 井 信 吾

## 経 歴 書 （ 抜 粋 ）

氏 名 成 松 文 子 (なりまつ ふみこ)  
生年月日 昭和24年10月4日 (72歳)  
住 所 取手市寺田4699番地11

### 学 歴

昭和43年 3月 熊本県立済々黌高等学校卒業  
平成 2年 3月 放送大学教養学部卒業

### 職 歴

昭和43年 4月 株式会社日本勧業銀行入社  
昭和45年10月 同社退職  
昭和54年 6月 書道教室開塾 (平成2年3月まで)  
平成15年 4月 取手市社会教育指導員 (平成20年3月まで)

### その他の経歴

平成 7年 9月 レディースフォーラムとりで副会長  
平成 8年 4月 取手市社会教育委員  
平成10年 4月 明日の茨城を考える女性フォーラム委員  
平成12年 2月 民生委員・児童委員  
平成13年 5月 人権擁護委員 現在に至る  
平成25年 5月 龍ヶ崎人権擁護委員協議会会長  
平成25年 5月 茨城県人権擁護委員連合会理事  
平成29年 8月 (仮称)取手市いじめ防止対策推進条例検討委員会委員  
平成30年 5月 取手市いじめ問題対策連絡協議会委員 現在に至る